
令和2年 第2回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和2年6月8日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和2年6月8日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 佐藤 茂和君	2番 組坂 公明君
3番 野鶴 修君	4番 竹永 茂美君
5番 岩淵 和明君	6番 鎌水 英一君
7番 熊懐 和明君	8番 佐藤 湛陽君
9番 上野 恭子君	10番 江藤 芳光君
11番 伊藤 善康君	12番 櫛川 正男君
13番 佐藤 裕宣君	14番 中野 義信君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 加藤 裕介君	

説明のため出席した者の職氏名

市長..... 高木 典雄君	副市長 今村 一朗君
教育長..... 麻生 秀喜君	市長公室長 田籠 正規君
総務課長 中野昭一郎君	監査委員事務局長 佐藤 重信君

会計管理者	松岡 美紀君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長		石井 孝幸君	
企画財政課長	山崎 秀幸君	税務課長	大石 恵二君
徴収対策室長	田尻栄三郎君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長		白石 孝博君	
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	末次ヒトミ君
住環境建設課長	村岡 薫君	都市計画準備課長	緒方 寧君
水資源対策室長	吉松 浩君		
うきはブランド推進課長		樋口 秀吉君	
農林振興課長兼農業委員会事務局長		石井 太君	
浮羽市民課長	出利葉隆之君	学校教育課長	瀧内 教道君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（中野 義信君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ここで、村岡住環境建設課長及び緒方都市計画準備課長からの発言の申出がっておりますので、これを許可します。最初に、村岡住環境建設課長。

○住環境建設課長（村岡 薫君） 皆さん、おはようございます。先週金曜日の議会におきまして、報告第2号下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御報告の際に、江藤議員のほうから、繰越した予算1,390万9,000円は、公営企業会計のどの項目に属するのかというところのお問合せがありました件につきまして回答いたします。

繰越しする内容につきましては、吉井浄化センターポンプの修繕工事になりますので、うきは市下水道事業会計の第4款下水道事業資本的支出の第1項建設改良費になります。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 続いて、緒方都市計画準備課長。

○都市計画準備課長（緒方 寧君） おはようございます。都市計画準備課の緒方でございます。

6月5日に御審議頂きました、報告第3号うきは市土地開発公社の経営状況についてに関する質疑において、竹永議員より、未売却地のうち資材置き場として貸し付けている面積は幾らですかという御質問にお答えしておりませんでしたので、御回答いたします。

未売却地は、全体で1万7,092平米。そのうち貸付面積は3,300平米でございます。割合にして約19%、5分の1程度ということになっております。

御報告は以上です。

日程第1. 一般質問

○議長（中野 義信君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許します。2番、組坂公明議員の発言を許します。2番、組坂公明議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 皆さん、おはようございます。2番議員、組坂公明でございます。議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、新議長、副議長、就任おめでとうございます。開会初日に、お二方の就任挨拶を聞かせていただきました。どうか新議長、副議長、一致協力され、うきは市のため、うきは市民のため、リーダーシップを発揮していただきますよう、よろしく願いいたします。

また、高木市長におかれましては、市長選挙を控えての6月定例会、大変だと思いますが、よろしく願いいたします。併せまして、市長選の御奮闘、お祈り申し上げます。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

質問の前に、新型コロナウイルスで亡くなられた方に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、感染された方々にお見舞いを申し上げます。

さて、4月7日に国から発出された新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言の対象地域に福岡県も指定されておりましたが、5月14日、福岡県を含む39県の宣言が解除され、そして25日には緊急事態宣言が全面解除されたところでございます。この間、うきは市では1例の感染者の確認もなく経過しておりますが、これは市民の皆さんが感染防止に御協力いただいたからだと思っております。

また、こうした状況を踏まえて、うきは市内の小・中学校では、5月21日から分散登校が始まり、6月1日から通常教育活動になっております。また、公共施設につきましても、国の対処方針等に基づき、順次開館していかれると思っております。そして、少しずつ日常を取り戻していきつつあるのではないかと思っております。しかし、緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではなく、ましてや世界中で感染拡大の第2波も押し寄せてきており、またいつ第2波が来るが分からない状況だと、危機感を持って対応しなければならないと思っております。

さらに申し上げますと、新型コロナウイルスは終息することなく、今後も、我々はこのウイルスと共存していかなければならないと思っているところでございます。したがって、誰もが、

今後とも、予防の基本である手洗い、せきエチケット、マスクの着用、身体的距離の確保、密閉、密集、密接、3つの密の回避など、そして新しい生活様式を心がけ、常に感染防止を意識しながら、地域経済活動の回復に取り組んでいかんといかんと、そのように思っているところでございます。

こうした中、うきは市職員の皆さんにおきましては、10万円の定額特別給付金や、市独自の事業者緊急支援金をはじめとする新型コロナウイルスに関する各種対策について、休日返上で対応していただき、心から感謝を申し上げます。今後、感染状況がどうなるのか、いつ終息するのか分からない状況であり、この間、様々な対応をしていかなければならないと思っております。新型コロナウイルス感染症の終息のときまで、市民のため、うきは市のためとの共通の思いを持って、行政、そして市議会が一致団結して取り組んでいかなければならないと思っております。

前置きが長くなりましたが、それでは新型コロナウイルス感染症対策についての質問に移らせていただきます。質問は事前通告させていただいておりますので、6点質問をさせていただきます。

まず1点は、「うきは市新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置根拠と経過、その取組等について伺います。

2点目は、5月25日、全ての「緊急事態宣言」が解除されましたが、今後、公共機関をはじめ、各種イベント等、どのように自粛緩和していくのか。また、第2波等により感染拡大した場合、あるいは、うきは市内に感染者が発生した場合の自粛規制強化の基準を伺いたいと思います。

3点目は、現在の新型コロナウイルス感染関係支援策の取組状況について伺います。

4点目は、新型コロナウイルス関係の市民への情報発信の取組について伺います。

5点目は、出水期——大雨台風シーズンを前にして、新型コロナウイルス感染症を含めたうきは市民の避難対応をどう行っていくのかを伺います。

最後に、6点目が、各小・中学校が再開されましたが、6月1日からは通常教育活動となりましたが、長期休校等の遅れ、これを取り戻すためにどのように取り組んでいくのかを伺いたいと思います。

以上6点、よろしくお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、新型コロナウイルス感染症対策について、大きく6点の御質問をいただきました。1点目から5点目につきましては、私から答弁をしまして、6点目については教育長から答弁をさせます。

まず1点目が、「うきは市新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置根拠と経過、そして取

組についての御質問をいただきました。「うきは市新型コロナウイルス感染症対策本部」は、福岡市内で新型コロナウイルスの感染者が確認された2月20日に設置をいたしました。感染拡大に備え、市民の皆さんに予防意識の徹底を呼びかける必要があると判断して、比較的早期の段階で設置を行い、具体的な予防策や、国や県の相談窓口を記載したチラシを全戸配布させていただいたところであります。

「うきは市新型コロナウイルス感染症対策本部」では、これまで15回の会議を重ねてまいりました。福岡県を含む7都府県に出された4月7日の緊急事態宣言以降、5月14日の解除までの間は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条に基づく会議と位置づけて実施をしてきたところであります。会議には、必要に応じて、「浮羽消防署」及び「うきは警察署」からも御参加をいただき、公共施設の使用制限やイベントの中止・延期について、あるいは市内に感染者が確認された場合や、市職員等に感染者が確認された場合の対応、特別定額給付金や独自施策に係る対応など、様々な事柄について、適時協議を行い、うきは市としての対応を決定してきたところであります。

2点目が、今後どのように自粛緩和していくのか、また、感染者が拡大した場合や市内に感染者が発生した場合の自粛規制強化の基準についての御質問であります。緊急事態宣言が解除された5月14日以降の対応であります。まず、小・中学校につきましては、5月21日から分散登校を行い、5月27日から3日間は全生徒による午前中教科学習と給食の実施を経て、6月1日より通常の教育活動を実施しております。図書館につきましては、同じく5月21日から入館者を制限するなどして、他の施設に先行して、条件つきで開館をいたしました。

うきはアリーナにつきましては、6月2日から年会員に限定して再開後、あした9日からは、年会員以外の利用も可能とすることになっております。その他の施設につきましては、おおむね6月1日から施設の開館、利用を再開しておりますが、現時点では50人以上が集まるイベントや会議などは自粛を継続するという対応を取らせていただいております。これも、今後、段階的に緩和をしていくことにしております。

これまでの対応につきましては、福岡県の考え方や、近隣自治体の状況を参考にしながら、「うきは市新型コロナウイルス感染症対策本部」の協議を経て決定をしてまいりました。今後、感染が再度拡大するケースや、市内から感染者が発生するケースなどが想定されますが、発生者数や感染経路が明らかであるかなどによっても、取るべき対応は異なってくると思われれます。現時点で明確な基準をお示しすることはできませんが、福岡県の助言も参考にさせていただきながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

3点目が、支援策の取組状況についての御質問であります。主立った事業について答弁をさせていただきます。と思います。

第1次の独自支援策として実施をしております、中小企業・小規模事業者への緊急支援金であります。4月27日から申請を受付、翌日の4月28日には第1回目の支払いを完了したところでもあります。6月4日現在の申請件数は515件で、そのうち請求書が提出されましたものが498件、計4,980万円の振込が確定をしております。

特別定額給付金につきましては、5月1日からオンライン申請を受付、5月7日には第1回目の支払いを完了したところでもあります。申請書の郵送につきましても、5月の連休中に封入作業等を行い、連休明けの7日には郵便局への持込みを完了したところでもあります。6月4日現在で、1万1,077件の申請書を郵送で受領しておりますが、この中の1割程度は記載不備や添付資料不足による再提出分が含まれております。

6月4日時点の振込確定額は7,353件、20億1,120万円で、現在、振込のための入力手続等に全力を挙げているところでもあります。また、オンライン・窓口持込み分が600件以上ありますので、正確な数値はまだ報告できませんが、9割を超える申請を受け付けている状況であると認識をしております。

小・中学校の就学支援金の対象拡大につきましては、5月11日に全校生徒の保護者に対して通知を出させていただきました。現状といたしましては、5月末時点で18名の申請がなされているところでもあります。

次に4点目、市民への情報発信の取組についての御質問であります。最初の御質問で答弁をさせていただきましたように、今回の新型コロナウイルス感染症対策に当たっては、市の対策本部設置の翌日である4月21日に、市民の皆さんへ注意喚起を促すため、チラシの全戸配布を行いました。同時に、緊急事態宣言を受けて、4月9日には市民の皆さんへのお願いと、市の対応をお示ししたチラシの全戸配布、また、5月1日には特別定額給付金と中小企業・小規模事業者緊急支援金に関するチラシを全戸配布させていただきました。

防災行政無線による周知におきましては、久留米市で感染者が確認された際、緊急事態宣言が発出された際、5月の大型連休を迎える際、緊急事態宣言が5月末まで延長された際、そして緊急事態宣言が解除になった際と、特に注意を要する重要な時期と判断した場合に、直接、私の声で市民の皆さんへ呼びかけを行ってきたところでもあります。その他、詳細につきましては、市のホームページや「広報うきは」を通して、適切な情報提供に努めてきたところでもあります。しかしながら、市民の皆さんにとっては、独自支援策の情報提供が他の自治体よりも遅く、不安に感じられたということも十分に認識をさせていただいております。今後とも、市民の皆さんの立場に立った適切な情報提供に努めてまいりたいと思っております。

次に、5点目でございますが、出水期を前にして、市民への避難対応をどう行っていくかというお尋ねでございます。九州北部も間もなく梅雨入りの時期となり、大雨や台風による災害に備

えて、時機を失することなく、適時・的確に避難することは非常に重要なことでもあります。しかし、過去の全国的な災害発生状況によると、避難の時機を失して被災する事例も多く見られます。

国は、避難の時機を失する要因として、今までの避難に関する情報が分かりにくいということも一因であるとして、平成31年3月に、避難勧告等に関するガイドラインを改定いたしました。警戒レベルを5段階に分けて、警戒レベル3では、高齢者等は避難を開始し、警戒レベル4では全ての人が避難を開始することとなっております。市では、改定された災害時における避難行動の内容を、市民の皆様へ御理解していただくために、チラシの全戸配布や広報誌、防災講習会等を通じて、新しいガイドラインの普及に努めてまいりました。

今年は新型コロナウイルス感染拡大の状況の中、避難所における感染防止対策も重要となっております。市の開設する避難所は、どうしても「3密」になりやすいということで、新型コロナウイルス感染症の感染の危険性を十分考慮し、自宅上層階への垂直避難や、市の開設する避難所への避難だけではなく、事前に他の避難方法も日頃から考えていただくよう、5月15日の区長文書で、「災害時の避難について」を全世帯に配布し、注意喚起を行ったところであります。

具体的には、区の公民館の安全が確認できる場合、区の公民館への避難。堅固な建物である友人・知人宅への避難。車で安全な場所へ移動して車中避難などがあります。また、避難所に避難する場合は、マスク・体温計・タオル等を持参するなど、住民自身による感染予防対策をお願いするとともに、日頃から「総合防災マップ」に目を通し、水や食料などの備蓄を心がけるよう呼びかけました。

さらに、6月1日の区長文書で、「防災だより」の第1号として、「新型コロナウイルス感染下における避難のあり方」についての回覧を行いました。6月15日の区長文書では、「防災だより」第2号として、「出水期の防災ポイント」を回覧することといたしております。また、避難所開設に当たっては、新型コロナウイルス感染症に対応したマニュアルを策定し、6月4日の防災会議において説明をいたしました。今後、市職員への周知を徹底するとともに、マニュアルの手順や実効性を確認するため、自治協議会へ協力を依頼しまして、開設訓練等を実施する予定であります。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長、答弁をお願いします。

○教育長（麻生 秀喜君） おはようございます。

6点目の、「学校の長期休校等の遅れを取り戻す取組」についての御質問でございますが、今回の新型コロナウイルス感染症対策としまして、教育委員会としては、市内小・中学校の休校を、昨年度3月2日から3月24日まで、新学級の今年度は4月6日から8日の登校日を挟んで、4月9日から5月20日までの間、通算約3か月、出校日にして42日間を休校とさせていただきました。休校期間中は、学習への影響を軽減するために、課題を定期的に出したり、また、イ

インターネットによる学習教材を紹介したりして対応してまいりました。また、家庭での生活習慣の乱れ等に対応すべく、家庭訪問や電話での状況確認、さらに課題渡しの際の確認等を行ってまいりました。

しかしながら、休校が長期にわたったことから、議員御指摘の「学習の遅れ」等が懸念されるところでございます。教育委員会といたしましては、「学習の遅れ」については、7月21日から8月24日までである夏季休業日を、8月8日から8月17日までと短縮し、出校日で17日間を確保いたします。さらに、本年度より全ての小学校では、午前中5時限の授業を実施し、授業時数の確保に努めております。また、中学校では部活動の各種大会の中止が既に決定されたりしているところでございます。

今後、学校行事のさらなる精選等により、最大限の学習時間を確保して、「学習の遅れ」に対応する考えでございます。

○議長（中野 義信君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 6問、自分で出しておりましたので、一気に御回答いただきましたので、整理がつかせませんが、また再度、1問ずつ御確認をさせていただきたいと思っております。もう36分しかありませんので、質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目の、この設置根拠。私が今回のコロナウイルスで分からないところを、ちょっとお伺いしたいと思います。

うきは市のほうは、2月20日に対策本部が設置されたと。これは、先ほど市長が言わっしゃったとおり、福岡市でコロナウイルス感染者が発生してからに基づくということでございました。それから、国のほうで、3月やら特措法の一部改正とか、そういったのがありますけど、うきは市の対策本部は、今、特措法でコロナになったのは3月26日なんですよ。コロナウイルスがインフルエンザの特措法に入り込んできたのがですね、特措法に。

そうすると、うちの、うきは市の対策本部というと、3月26日は、私は1回、特措法に基づく対策本部に切り替えますとか、そういったのをしないと、特措法というのはそういった権限が書かれておりますからですね、通り一遍に、もう、最初つくって終わりまでというのが、ちょっと整理がつかないもので、そのところを、どこからが特措法に基づくうきは市の対策本部なのかを教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員も御承知かと思いますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条であります。前文に、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときには」という定義がございますので、先ほど御説明させていただきましたように、緊急事態宣言が出されました4月7日から、そして解除をされました5月14日までは、特措法に基づく対策本部という

ことになっておりますが、それ以前では、もう早めの対応が必要ということで、九州で初めて、福岡で初めて感染者が出された2月20日に自主的に対策本部を設置して、それを特措法に読み替えて、そして緊急事態宣言が解除されましたので、また元に戻して、自発的な、今、対策本部を継続させていただいてると、こういうことであります。

○議長（中野 義信君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 整理させていただきますと、4月2日に緊急事態宣言を国が発出して、全体が終わる5月14日までが、うきは市は特措法に基づく対策本部がそこに当てはまるんですよということでしょうか。はい、分かりました。それ以外にありましては、何の対策本部かをちょっと教えて——ただ、何も根拠はないですけど、蔓延、そういった感染拡大防止のための。普通、災害があるときは災害対策、風水害計画に基づく対策本部を設置しますやらいいますけど、それ以外のところって何に基づく——そういったのはないということで、自発的に今はやられているという認識でよろしいですかね。すみません、よろしくお願いします。

○議長（中野 義信君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいてますように、九州で初めて感染者が確認されたその日に、うきは市民の皆さんに、感染者が出ないようにですね、当時は感染防止対策をイの一番に考えまして、いち早く、独自の判断で対策本部を設置させていただいたところであります。

○議長（中野 義信君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） そちらのほうで整理をさせていただきたいと思います。

続きまして、その特措法に掲げる県知事ですね、県知事の権限、これ、第24条に書かれています。それから、市町村長ですね、第36条に書かれています。この権限の違い、大きな違いを教えてくださいたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） この改正新型インフルエンザ等対策特別措置法上の、国と都道府県知事のこの権限の在り方については、なかなか不透明だということで、テレビ、新聞等でも取り上げられているところであります。

私の認識としては、国、政府の権限としては、基本的な対処方針の策定をすること。そして、緊急事態宣言の発令あるいは解除。そして、一番分かりづらくしてるのは、都道府県等との相互調整。この相互調整が、なかなか分かりづらいところがある。一方、都道府県知事の権限は、外出自粛や休業の要請、あるいは解除。あるいは、学校や施設などの使用制限の要請や指示。あるいは、土地や建物の使用者の同意を得ずに使用することの権限。そういうものが県知事には認められているのではないかと、こういうふうに思ってます。

そうしますと、今回の新型コロナウイルス対応については、私は常々思ってたんですが、国と県の権限で、国と県の責任で対処すべき案件ではないかと、常々そういうふうに思っておりました。

○議長（中野 義信君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 私のほうもですね、この県知事と市町村長、市長の違い、権限の違い、本部長の違いというのは、県知事は休業要請ができるんですよ。市長にはそれができないと。ここが大きな違いだろうと思います。だから、うきは市が今まで取ってこられたのは、一般市民向けのみ感染拡大防止を訴えてきていたのかなと、私は認識しているんですが、なかなか企業のほう、ですから飲食業とか、そういった観光業とか、かなり冷え込みました。もう、そこに休業要請は、市長はできないと。ただし、県知事はその権限があるんですよということで、県知事の要請に基づいてやられて、休業要請がされていたというような形をきちっと認識しなければ、この特措法というのはですね、いけないではなからうかと認識しておりますが、市長、同じ考えでしょうか。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 私も、全く議員と同じ認識であります。休業要請等は都道府県知事でやるんですが、緊急事態宣言そのものは国がやりますので、知事からは常にですね、国の責任で休業補償をというような話が出るんですが、なかなか政府のほうで、休業補償はできないということで、県とか各地方自治体、市町村のほうで協力金を出すというふうにならずずっとシフトしてきた、大きな流れがあるんですが、そういうことでいきますと、私も組坂議員と認識を一致するものであります。

○議長（中野 義信君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） この特措法——私が考えるに、この特措法というのは、そういった一般の企業や市民に制限をかけることができる。それに対する補償というのが一言も書かれていない。これが、私はこの特措法の欠点ではなからうかと思っております。普通、私、個人的に考えるなら、お店休んでくださいちゅうたら、そこに、収益上がりませんからですね、そこに対する補償やらというのが、この法律には書かれていない。ここはやっぱり、今回それを経験したので、やっぱり国にも、そういったのを見直しやらを、今後言っていけないかと私は考えております。ぜひ、市長のほうもそういった形で、行政のほうからも要請をしていただきたいと思います。

それから、4月15日の日に、福岡県市長会が県知事に対して、コロナウイルスに対する要望書を提出されていると思います。うきは市におきましては、県知事にこういった要望を出されているか、今、資料をお持ちであれば教えていただきたいと思います。ちょっと私のほう、調べて

みましたが、見つけきりませんでしたので、どういった内容を県知事に要望したのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、4月7日に緊急事態宣言が出されて以降、その日から、その週の金曜日、4月10日まで、福岡県市長会として、やはり基本的に、この問題は国と県でしっかり責任を持つべきだという思いで、いろんな要望書を出させていただきまして、うきは市についても、そのいろんな要望事項を出させていただいております。ちょっと、通告いただければお持ちしたんですが、ちょっと今、手元にないもので、かなりの項目ですね、要望をさせていただきました。

ただ、ぜひ御理解いただきたいのは、御指摘のように、4月15日の水曜日に、福岡県市長会長、春日市長から小川知事に要望書が出されました。うきは市としては、その日のうちにですね、うきは市新型コロナウイルス関連支援センターを立ち上げまして、そして一番重要だというふうに当時思っていました、新型コロナウイルス関連支援情報一覧、国とか県の支援一覧をホームページにアップしたのも、この4月15日でございます。そういうことで御理解をいただければと思います。

○議長（中野 義信君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 資料、たしか頂いたのかなとは思いますが、もしよければ頂きたいと思います。なぜこの質問をしたかといいますと、今回のコロナウイルスで、そういった、先ほどから権限やら言ってますけど、やっぱり、お店を休んでくれという県知事からの要請、それの前から本部を立ち上げておりますから、飲食業とかそういったところは自主的に休業して、自分の店から感染者を出しちゃいかん、うきは市から感染者を出しちゃいかんちゅうことで、そういった中でやってこられていると思います。

その中で、今回、後で質問、また続けますけど、支援策には、そういった方々に対して直接的な支援策が、包括的だろうとは思いますが届いていない。そこがありましたからですね、私も県知事の権限で、県がこれは責任持って対処すべき問題だろうと、そういうことで県知事の権限を伺ったんですけど、であるから、市長会を通して要望書を出すときには、そういったところにも手厚い支援をするような要望を出さなければいけないと思いましたもので、たしか、それが漏れていたんじゃないかなろうかと。そして、公平的な支援策を講じていく必要があるんじゃないかなろうかと。

自主的に休まれたところ、そういったところは、まずはお礼じゃないですけどですね、収入が全然入りませんから、そういったところを支援されて、そして全体的に支援すべきだったと私は考えますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、結果として4月15日の水曜日に、福岡県市長会長、春日市長が小川知事に要望書をしたためたんですが、その前段としてのうきは市の要望事項、ちょっと手元にないんですが、今、議員が御指摘のようにですね、あの当時、国と県が責任を持つというのはもう当たり前でしたので、それ以外ですね、ちょっと細部にわたる、なかなか県なんかも気づかないようなことをですね、うきは市はしたためて、要望を上げたような記憶がございます。

議員がおっしゃるように、その一番中心的に、特措法に基づくですね、国・県の責務について、ちょっと文書としては著してませんが、それは当然のことで、議員もあのとき、かなりテレビで報道されておったんですが、イの一番に春日市長、会長が、やっぱり国と県の責任でということは何回も何回もおっしゃってたのは、もうそのとおりでございます。

○議長（中野 義信君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ぜひ、そういったところも、今後、県のほうに要望していただきたいと思います。と思っています。

それでは2点目に移らせていただきます。

公共施設関係を、市長のほう、答弁されて——状態をですね、自粛緩和にあつては、今からの公共施設、あるいは学校関係、そして基本的には50人が集まる集会、会議とかイベント等は継続して自粛をしていただくと。そして、基準にあつては、いろいろな、緩和するのも厳しくするのも、福岡県あるいは近隣市町の状況を見て、本部で決定していくということで伺いました。

それで、公共施設以外のそういった、何ですかね——またいくと、そういった観光業とか飲食業とかというのが、第2波が来ると、また締めつけ、締めつけと言ったらいかんですね、休業要請が来ると。で、そういったのを、国がガイドラインのとおりして緩和していきますよっち、そのガイドラインというのが、うきは市にも対象物はあるのに、ホームページにも示されていない、そういったところがちょっと心配ですね、それを基に、こげんやりよるからきちっと安心してきてください——規制緩和、緩和することによって始めているので来てくださいといううなのができるんじゃないかと。

そういった、国はいつもガイドラインを、うきは市の行動計画にもそういった——行動計画じゃなかったですね、基本方針か。国の基本方針にも、そういったガイドラインに基づいて自粛緩和をしてもらおうという言葉はあるんですけど、どこに、どういった業種のガイドラインができているのかというのが非常に不明確。そういったのも、国と連携をしてするなら、そういったのをいち早く入手されて、やっぱりうきは市の管内の該当する施設やらにも、そういったのをお知らせする必要があると思いますが、そういったところは、市長、どういったお考えか教えていた

だきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 規制強化であったり、解除の、やはり基準をつくるべきではないかという御指摘かなと思います。御案内のように、6月2日に東京都は、東京アラートの基準に基づいて発令がなされました。その基準の主立ったものを見ますと、1日当たりの新規感染者数が20人未満であったり、あるいは新規感染者に占める感染経路不明の割合が50%未満。あるいは週単位の感染者が、増加比が1未満の明確な基準がございます。

福岡県におきましても、知事のほうから、感染再拡大時の対応についてということで、東京アラートと似たような数字基準が出ております。でも、議員御承知のように、例えば全国解除——緊急事態宣言が解除された基準に、よく言われてるのが、人口10万人当たり0.5人ということであります。うきはは3万人を切っておりますので、私としては、先ほど答弁させていただきまして、1人でも感染者が出れば本当に危機的対応であるし、また片や、その感染経路とか、濃厚接触者動向にもよってきますけれども、やはりケース・バイ・ケースですね、しっかりした対応が必要ではないかと、このように考えております。

そういう中で、政府のほうは、例えば公共施設の規制であったり、イベントの規制の解除の緩和の、この段階的緩和の目安というのを発表しております。国が策定してます基本的対処方針の中に、こういうくだりがあります。新しい生活様式が社会経済全体に定着するまで、一定の期間、一定の移行期間を設けるものとして、おおむね3週間ごとに状況を判断して、適切に評価を行いながら対応すると。

したがって、最初の3週間が6月19日に、今月19日に来ると、こういうふうに認識しておりますので、またその時期には、うきは市の対策本部会議を設置しまして、この6月というのは段階的な期間であります。私としてはこのままの状態、本当に市民の皆さんの協力で、現在、誰ひとり陽性確認者が出ておりません。

聞くところによると、身近なところで、浮羽医師会の御努力で、ドライブスルー方式のPCR検査を、先月の13日から検査をさせていただいているんですが、今日現在19名の方が検査されて、全て陰性であると。これもひとえに市民の皆さんの防止対策の取組のおかげのたまものだと、そのように感謝を申し上げる次第ではありますが、この状態が続けばという条件なんですけれども、政府のほうは、7月に入りますと、イベントの規模なんか5,000人を超えるようなところまでは、もう規制を解除していこうというような方向性を出していますので、このような状態で続いていけばですね、7月に入りましたら、かなり感染防止対策は施していただくという大前提の下ですね、社会経済活動が再開されるような道筋を示していきたいと、このように私個人としては思っているところであります。

○議長（中野 義信君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ちょっと、時間のほうがあと15分になりましたので、次に進ませていただきます。よろしく願いしておきます。

コロナ関係の支援策でございます。先ほど、観光業、飲食業は何いまして、そういった、自主的にも3月初めぐらいから、お店を感染防止のため、拡大させんために休んでいただいた、そして、さらには緊急事態宣言で、もうきちっと休業せないかんようになったところ、そういったところというのは、やっぱりもう、くどいようですけどですね、支援なり、何らかの手を差し伸べる。そういったうきは市であっていただきたいと思っておりますので、対応を考えていただきたいと思っております。

それと、あと一点。今回の定例会議案にも上がってるんですけど、一般会計補正予算のうち、新型コロナウイルス感染症対策費、このうちの指定管理者休業要請等支援金1,275万円。このことについて伺いたいと思っております。資料は以前頂いて、説明は今回受けるんだらうと思っておりますけど、スポーツアリーナ、ゆうゆうセンター、ここの休業要請支援金だと解釈しているんですけど、今回、その国からの補助金で、そういったコロナ対策支援金を、公共施設であるこのスポーツアリーナ、ゆうゆうセンターのほうへ休業要請等支援金として予算を上げられている。その緊急性の理由を、市長のほうにお伺いしたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、本定例会に第3次の一般会計補正予算を上程させていただいております。その中に、指定管理者の、いわゆる休業協力金を計上させていただいているところでもあります。国あるいは県の要請に基づいて、全国各地で指定管理者が行う公共施設もかなり休館に追い込まれまして、この指定管理者の経営支援というのが大きな課題になっております。そんな中、国のほうからですね、しっかりした指定管理者への対応をしてほしいという通知も来ているところでもあります。

例えば今、議員が御指摘されたうきはアリーナでございますが、うきはアリーナは、御存じのように、うきはアリーナを運営するためには、大きく財源構成が2つに分かれているかと思っております。1つは、やっぱり市民、あるいは市外の方もそうですが、利用される方からの料金収入。あるいは今、コナミが指定管理を受けられているんですが、コナミが行う自主事業の料金収入、これが1つであります。もう一つは、設置者であるうきは市からの指定管理料ということで、運営の財源構成が2つに分かれております。

全国でも共通なんですけど、やはり天災である今回の災害時においてですね、まさに指定管理者の責めに属しない理由で、2か月以上の休館になって、歳入が途絶えておりますので、そのところについて、1点目は、指定管理料を協定どおり払うことが1点。

そうすると、2点目が、その自主事業、あるいは市民の皆さんの料金収入が途絶えてる。ここに着眼したですね、補償というか、協力金をですね、やっぱりしっかり手当てするのが必要ではないかという判断の下で、非常に金額が大きくなっておりませんが、まだコナミとは一切協議させていただいておりませんが、考えられる大きな上限としてですね、議会のほうに提案をさせていただいているものであります。

○議長（中野 義信君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ここで多く質問すると、今後、予算のところで質疑があると思いますので。私の考えだけは、こういったところも、やっぱり一般の事業所、冷え込んだ事業所は、国やらが示す持続化給付金やらをどげんかやって、あるいは貸付関係をすることによって持ちこたえようとやっている中で、こういった公共施設は、きちっと、うきは市は指定管理料をお支払いして。

だから、ここも会社でございますから、私個人的には、持続化給付金やら、普通の事業所と同じような手続をまず踏んで、ここで出すべきかどうかというのが、ちょっと、そういった思いで感じましたので、お伺いしたところでございます。市長の、今日お話しされたことをまた再確認させていただいて、一般質問じゃなく、予算審議のところで御質問をさせていただきたいと思えます。

続きまして、4点目の情報発信。もう、あと9分しかありませんので。私が言いたい、質問させているのは、市長のほうの答弁で、各チラシ関係、3回ほどにわたり、チラシやったかな、をうきは市から市民のほうに配られております。併せたところで、防災無線で度々、そういった緊急事態宣言のときなんかは、市長のほうから自ら防災無線に立たれたと記憶しておりますが、防災無線関係で最後につくのは、「ホームページで御確認ください」なんですよね。

常々言わせていただいておりますが、このホームページというのは、市民のためのホームページですからですね、市民が見やすいようなホームページづくりをやっていただきたいと思います。結構、私も利用させていただきますが、各役所の方々の仕事を調べるのに、開いていくのが結構至難の業でございます。全てが、大体どういった形になっているというのがですね。

そういった中で、どうしようもならんという話も聞いております。システム上ですね。これっというの、市民にきちっと周知する。防災無線で、あれだけホームページで御確認ください、御確認くださいということでございますので、できましたなら、ホームページを、システムを見直してもらってですね、市民が見やすいようなホームページづくりをしていただきたいと思います。

併せて、それというのは、逆に言えば、市長の考えを市民に知らせるところだろうと思っておりますからですね、それが、幾ら市長がこう訴えても、どこを開いていいか分からんやったらいい

けませんから、誰もが見やすいような、そういったシステムをつくっていただきたいと思いますが、市長、お考えはお持ちでしょうか。

○市長（高木 典雄君） 総務課長のほうに答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） ただいま、市民にとって見やすいホームページにしていくべきだという御意見をいただきました。そのとおりだと思っております。できる限りの努力をして、ホームページ、市民の皆さんにとって見やすい形に改めていきたいと思っております。今回のホームページの中でのコロナウイルスに関する情報提供等も、いろいろ課題共有させていただいて、随時、いろんな形を試みてきたところではあります。ただ、力不足の点もございますので、そういった点は、今後、いろんな意見を聞きながら、随時見直しをしてみたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 前向きに、よろしく願いしておきます。ただ、ここに出してるじゃなくて、市民に分かるというのがホームページだろうと思えます。全国、各市町のホームページを閲覧しますと、やっぱりそういった、市民がよく使われている構成市辺りは非常に見やすい。で、自分が調べたいところに行けるような形になっております。そういったところを、ぜひ御検討いただいてですね、予算削減、予算削減じゃなくて、そういった使うべきところ、市民に還元するところにはですね、ぜひ、そういったものも取り入れていただきますよう、よろしく願いしたいと思います。

それでは次に参ります。

避難対応でございます、出水期前の避難対応でございます。市長は定例会初日、出水期前にしてふだんの訓練と備えが必要であると認識していると。市民を守る防災対策は、行政上最も重要な施策であると。今後とも、災害に強いまちづくりのため、防災対策を万全にするというような形で、議案の提案理由の説明の前にですね、お話をされました。

今回、マニュアルを、こういう新型コロナということで、風水害の期間前に、避難所開設どうあるべきかということでマニュアルをつくっていただいております。行政というのはマニュアルとか計画をつくるのが上手なところだろうと私は思っております。これを、いかに訓練をするか。市長も冒頭で、そういった訓練が必要であると。で、今後、市民のほうにはしていくと。

その前に、私はこの時期にですね、行政がうきは市全体の初動の訓練を毎年1回はやっていただいて、それから市民のほうにも、こういった避難訓練をすべきじゃないかというのを——今回も新型コロナ対策のマニュアルができましたけど、それが本当に市民のほうまで、1人まで周知できるか。そうすると、こういったのは訓練しかないんですよ。職員の皆さん方も、このマニュアルを持って、ずっと机の引き出しに入っとくかもしれん。何の、こういったマニュアルを

生かすかって、訓練しかないと思いますので、できましたならそういった形ですね、毎年1回、この時期に、まず初動体制を訓練すると。そういったのを、ぜひやっていただきたいと。

業務計画やらも併せてつくられておりますので、まずは市が、市の全体の、あらゆる災害を想定した、今回は当然、新型コロナウイルス感染症、こういった脅威下に基づく訓練を入れるべきだろうとは思いますが、そういった中での風水害の対策、本部を立ち上げてどう動くかって、そういった訓練を実施しなければ、なかなか、紙ベースだけでつくりました、市民に見てください。そうじゃいけないやなかろうかと。それをぜひやっていただきたいと。

そして、なかなか市民に訓練をせろと言っても、行政のほうでできないと思いますから、私は常々、1校区1防災士、この方々を組織して——その校区でから山辺の災害危険もある、川辺の災害危険もある——そういった方々に、市民のほうに災害時の対応、避難所の開設の在り方とか、そういったのを取り組んでいって、災害に強いまちづくりをしていかないかと思っていますので、そういったところで、今回申し上げておきたいのは、やっぱり市の職員も、そういった計画に基づいて訓練を実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中野 義信君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、今回、新型コロナウイルス感染症対策版の避難所開設マニュアルを策定させていただきました。先ほども答弁させていただきましたように、近々に、この避難所開設訓練を実施する予定であります。ちょっと、詳細については市民協働推進課長のほうから答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（石井 孝幸君） 先週ですね、11の自治協議会の会長、事務局長が集まる会議がありました。その折にですね、避難所開設の訓練をしたらどうだろうかということで提案しております。で、もう、するところで考えておきまして、早めに、6月中にですね、浮羽町域、あと吉井町域で、それぞれ1か所で訓練をするところで考えております。

また、職員等ですね——職員にも40名ほど動員をかけようかなと思っておりますし、自治協議会のほうも参加をしていただくというところにしておりまして。避難所となりますと、やはり女性ですね、女性に配慮した避難所が求められておりますので、女性もですね、参加を促していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 短くお願いいたします。

○議員（2番 組坂 公明君） 時間になりましたので、もう、これで質問のほうはやめさせていただきます。うまく調整できませんでした。すみませんでした。

以上で終わります。

○議長（中野 義信君） これで2番、組坂公明議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） 次に、9番、上野恭子議員の発言を許します。9番、上野恭子議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 9番、上野恭子です。議長の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

初めに、新型コロナの給付金について、連日、休日を返上しながら、各課長、2つのお仕事を掛け持ちし、素早い対応をしていただきましたこと、心より感謝を申し上げます。私は市民の方々よりから、多くの感謝の気持ちをお聞きいたしましたので、ここでお伝えをしておきます。

また、今回、コロナで多忙の中、一般質問をやめようかとも思いましたが、子供たちの日々は前に進んでおりますので、答えいただく範囲内で答弁いただけたらと思っております。

それでは質問いたします。

1つ目、医療的ケア児や、きょうだい児等の対応について。1、2、3がございます。2つ目、入学児童の多様な個性を生かす教育について。1、2。3番目、市民窓口への「耳マーク」設置について。また、4番目、市税督促手数料についてといたします。

それでは、初めに質問の1、2とする、私の、遠回しに言わなくてもいいかなと思ひまして。意図するところは、学校現場、学校の勉強、教育をする現場の中に、あれだけ多くの市内の子供さんを学校は寄せているわけです。その中で、情緒的、知的に精通した支援員の巡回配置はできないか。また、言語聴覚士等の支援員の、7校に対しての巡回支援員が配置できないかという思いが意図的にございます。それを思いながらの質問でございます。

うきは市におきましては、子ども・子育て支援事業計画、それから子どもネットワーク、それとうきは市教育大綱と、いろんな教育方針がなされているわけですが、それに向かって着実に進んでいるとは思っております。また、市内の公舎におきましては「うきくる」もできて、非常にここ数年前よりいい状態になってきているのは肌で感じております。

そういう中からしまして、私が思いますに、健常者も障害者の方も、子供さんも、幼少期は人生の中で大変重要な時期であろうと。小学校の時期に、義務教育の中で、人生の根を張る時期でもあるのではなかろうかと思っております。その中でできる限りの対応をしてあげたい。また、都市や地方における教育の格差があってもならないというようなことから質問をするわけでございます。

こういう子供の質問になりますと、今はおばあちゃんですけど、昔の母親の立場に返り、熱くなるわけですが、そういう思いからの質問でございます。

学校は遊ぶ場でもあり、お友達づくりの場、運動等をする場。初めての、自分を成長させる、社会性を養う場でもあると思っております。本日は市長に答弁をお願いしましたが、教育現場に

非常に熱い教育長の経験上の答弁もお願いすると思いますが、よろしく願いいたします。

マスクをしておりますので、なかなか思うように、息苦しく、うまく伝えができませんが、休みながら、休みながらさせていただきます。

医療的ケア児、きょうだい児の対応についてでございます。医療的ケアの必要な子供さんについて、親が病気、入院になった場合の市との連携及び支援の対応を問うわけでございますが、医療的ケアといえばたんの吸引、それから栄養を補足すること、それから気管切開部の衛生的管理のことを、一般的に医療的ケア児といいます。この質問、全ての質問には現状と、また、今後の考え方の質問になるわけでございます。重症の子供さんは病院等ということもありましようが、親が在宅でケアをしている部分もあるかと思いますが、そういうことでの1回目の質問ですね。

小さいときに、私は専門に連れていくというようなことも大事でしょうが、小さいときに親から外すということも、非常に問題があるのではなかろうかと思っておりますので、できる限り親の元でケアをしていくということ。また、軽い障害をお持ちの方、特性をお持ちの方は、義務教育の中で素早く見つける対応が必要ではなかろうかと、そういうことをいつも思っております。1番目については、1回目の質問を終わります。

また、2番です。きょうだい児への学校での対応と支援の在り方についてでございます。きょうだい児といいますと、家庭に、やはり手のかかる子供さん、障害をお持ちの方——吸引とかいろいろあると思いますが、そういう子供さんのきょうだいの方ですね。どうしても、両親が手のかかる子供さんのほうを日々向くわけです、365日。そうなりますと、愛情不足を感じる。自分はいなくていいのではなかろうかというふうなことも感じるわけです。

そういうことを学校でもケアをしていただいていると思いますが、あくまで学校の先生は、勉強を教えるという教育が強く受けてきたわけで、こういう精神面の教育は受けてらっしゃらない、その道のプロではないと私は思っております。そういう子供さんに対し、どのように対応しているのか。また、そういう学びのある、学びの場があっているのか、そういうことをお尋ねしたいと思っております。

また、3つ目、吃音ですね。発達性吃音については、学校ではどのように対応し、具体的な支援を行っているのかということです。幼児期、2歳から4歳の10人から20人に1人の割合で、その7割、8割が言葉の発達に伴い自然に消滅をするということです。また、8歳を過ぎますと消滅、消失しにくくなると言われております。実際そうですね、やっぱり8歳を過ぎますと、それが大人になるまで響くというような事例がたくさんございます。発達性吃音と、獲得性吃音と2つの吃音がありますが、発達性吃音というのは、緊張とかいろんな部分からなりますので、私は必ずよくなると思っております。

こういうことからして、カウンセリング、こういうのを非常に専門性のある方に巡り会えば、

家庭におきましては、家庭がそれに目配りをし、専門に通わせている子供さんも、うきは市では10人ちょっとぐらいいらっしゃるということは聞いておりますが、そこができない御家庭もあると思います。それで、幼児期に、5%からそういう吃音の問題のある子供さんがいらっしゃるということですが、近年では8%、それ以上ぐらいあるというようなことも、調べてみましたらなっているようです。そういうことも、大切な子供の発達の、目を向けていかなければならないことではなかろうかと思っております。こういうことからして、そのことについての1回目の質問を終わりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、医療的ケア児やきょうだい児等の対応について、大きく3点の御質問を頂きました。1点目につきましては、私から答弁をさせていただき、その後、2点目と3点目は教育長のほうから答弁をさせます。

1点目が、医療的ケア児に対しての連携や支援についての御質問でありました。医療技術の進歩等を背景として、日常的に「たんの吸引」や「経管栄養」など、医療的ケアの必要な障害児——医療的ケア児が増加をしております。

医療的ケア児は、常時介護や医療的ケアが必要な上に、健康管理上留意すべき点が多くあり、介護を担う御家族への負担が非常に大きくなります。このため、日頃から医療的ケア児に対して、うきは市社会福祉協議会などの障害者相談支援事業所が、個々の状態に応じて支援計画を作成し、障害福祉サービスとして障害者施設への通所や短期入所サービスを利用し、医療的なケアを含め、入浴、排せつ、食事の介護などを受けることができるように支援をさせていただいているところであります。

御質問の、親が病気入院になった場合は、このような障害福祉サービスでの対応を行い、介護者からの相談を受けて、市と障害者相談支援事業所及び障害者施設が連携し、短期入所の調整を行い、支援を行っているところでございます。

○議長（中野 義信君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 2点目の、きょうだい児への学校での対応と支援の在り方についての御質問でございますが、学校においては、医療的ケアを必要とする児童をはじめ、特別な支援を要する児童・生徒について、同じ社会を生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことができるように努めておるところでございます。そのために、通常学級との交流や、共同学習等を積極的に進め、一人一人の個性を大事にするよう指導しています。

また、特別な支援を要する児童・生徒のきょうだいと同じ学校におる場合などは、教員間での共通理解を図り、温かく見守りを続けているところでございます。また、兄弟姉妹の有無にかか

ならず、保護者と十分な話し合いを行い、必要に応じて学級・学年・学校全体へ説明するなど、特別な支援を要する児童・生徒に対する理解を図っているところでございます。

3点目の、吃音について、学校ではどのように対応し、具体的な支援を行っているかについてでございますが、学校においては、日常の学校生活の中で、子供たちの吃音をはじめとする言語障害について配慮しながら指導を行っております。一般的に、先ほど議員も言われましたように、幼児期における吃音の発症率は約5%と言われております。体質的・発達の・環境的な要因が互いに影響し合う場合や、心的なストレスなどによる場合に発症すると言われております。

吃音に対する指導では、教師と児童・生徒の間での受容的で温かな関係をつくり、うまく話す体験を増やす環境の設定や、発話のモデルを示す直接的な指導を行っております。また、他の児童・生徒に、吃音に対する正しい知識や情報を与えることにより、望ましい態度を身につけさせ、吃音がある児童・生徒の緊張を軽減させるための対応も行っております。

今後も、子供たち一人一人の教育的ニーズを十分把握し、通級指導教室と通常学級の連携体制を強化しながら、指導の充実に努めてまいります。

○議長（中野 義信君） 上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） ありがとうございます。できる限りの対応をしていただいているということは分かりました。

それですが、この間から幼稚園等、いろいろちょっと参りまして、お尋ねしますと、吃音、それから、今から2番で質問いたしますギフテッド、そういう子供さんもそれなりにおられるということで、非常に気になるというようなお話も聞いたわけです。

そうなりますと、私もここにいろいろと、あれやこれやと書いてまいりましたが、あれだけ多くの子供さんを抱える中で、学校の先生も非常に対応に苦慮されているんじゃないかならうかと思えます。現場の声を一、二聞いてみましたところ、お勉強を教えるプロではある。若い先生はセミプロであると思えますが、若い先生方も多い中に、また、独身男性で子供も持ったこともない先生方が努力をされても限界があるのではなからうかと私は思っております。

その中で、各校に1人とは言いませんが、やはり専門の方、そういう方を巡回式で支援員としてお願いをするということは、大変重要なことではなからうかと思っております。子供の一生を、やっぱり担っておるわけでございますので、基礎的なものがあるわけでございますので、吃音にしますと、ゆっくり話してごらんとか、もう一度言ってごらんとか言いますと、なおさらひどくなるのが吃音です。だから、指導のやり方を間違えますと、非常にひどくなります。そういうことも、私はある時期勉強しまして知っております。

また、きょうだい児につきましても、目をかけているということで、大変ありがたいことでございますが、非常に踏ん張り、もう我慢をして、やっぱりいる子供さんもおるわけでございます

が、本当に心の開けた、温かい言葉をかけることで、人生が開けていく子供さんもたくさんいるわけです。

そういうことからして、やはり多くの、そういう支援員をとすることは願いませんが、小学校が7校ありますかね。その中に、あれだけの多くの子供さんを、責任を持ってお預かりするわけですから、巡回型でよろしいので、一度検討していただきたい。情緒的、また知的なものに精通した支援員。もう、支援員は各学校におられますけど、そういう道の支援員はいらっしゃらないのだらうと思います。ちょっと聞きましたところ、いらっしゃらないというようなこともお聞きしました。

そういうのであれば、学校の先生も指導しているけど、不安の中に指導している。また、家庭のお父さんお母さんも、自分の手元から外したくない、遠くに預けることはなかなか利かない。その中で、そういう方がいらっしゃるということは、非常に不安解消になるのではなかろうか。また、小学校に上がるまで、そういう子供さんの状態を見分けきらない子供さんもたくさんいらっしゃるのではなかろうかと思います。

そういう子供さんに対しても、先生がちょっと、どうでしょうかね、特徴が非常に、個性が強うございますがということであれば、そういう支援員さんがいらっしゃれば、会って話をしていたら状態が分かると思いますので、やはり、そういうプロの方、そういう方を、巡回型でいいですから置くべきではないでしょうか。私はそう思います。そういうことをすることは、もう、当たり前前の時代になるのではなかろうかと思っております。健全な、何も問題のない子供さんも幸せになっていただきたい。また、何かを抱えている子供さんも、それをばねに幸せになっていただかなくてははいけませんので。

私はいつも、先ほども申しましたが、母親の立場で言わせていただきますと、それは大切な、本当に、人にお金をかける大切な教育ではなかろうかと思います。このほど千年小学校が、私も千年に住んでおりますけど、学校の評判がとてもよろしいです。それは、今回、2人の目の見えにくい子供さんをお預かりいただいた、それに対しては予算を取り対応していただいた。そういうことも御父兄の方が非常に見ております。

それで、今、私もちょっと調査をしてみましたところ、千年からお嫁に行った方。久留米とか甘木とか、いろんなどころにお嫁に行った方が、やはり千年がいいということで、分譲の家を建てて住んであります。もう、人口増につながっているわけですね。2人、3人の子供さんを産みながら。それで、どうしてねちゅうと、やっぱり小学校がいいと、千年小学校がいい。非常に、もうみんな知ってるわけですね。そういうことで非常に喜ばれて、ああ、そういう人口増のやり方もあるんだと。もう、そして喜んで住まれてあります。

私はよく、すれ違いにもお声をかけて、すぐ仲よしになってお話をしますが、そういう感想を

述べられます。だから、来てください、来てくださいじゃなくて、向こうから来らせてくださいという関係になっております。それで、学校にも不足がなく、また、そういう手厚いこともされてあることを皆さん存じております。

そういうことからして、やはり子供はやっぱり家で、親になった身からすれば、子供に何かあれば、それが一番、もう、自分のことより何より、身を削るように心配をするわけです。やはり、今までの経緯でしたら、専門のところにお預けするのがということがはやりでしたけど、小さい子供を親から離して専門に預けるといふことと、その精神的なものと、そこで専門の教育をすることをてんびんにかけたとき、どうかなという問題もございます。

そういうことからして、やはりそういう専門の方を、巡回的にですね、どうせ支援員を雇われているわけですから、そういうことも考えていただきたいという思いからの、この1、2、3の質問であります。

1つずつ区切りしましたが、全体的にはそういう思いで、この一般質問をしたわけでございます。2にも関連すると思えますけれども、そういうことでございますが、そのことに関して答弁をよろしく願いをいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 今、何点かですね、御質問をしていただきましたので、関連する内容でございますので、総合的にお答えさせていただきたいと思えます。まず、1点目の、教師の専門性というところで御指摘がございました。現在、特別支援学級の児童・生徒が増えてきているというのは事実でございます。そのために、教室等も不足が生じているようなところもございません。

そういう中で、先生方は、県の教育センターの特別支援教育に関わる講座、あるいは年間を通しての断続的な講座、こういうものを、今、非常に積極的に受けていただいております。その努力は、多分子供たちに還元できているというふうに思っております。

それから、昨年度からですね、議員御指摘のように、特別な支援に関する先生方の相談、あるいは家庭との連携、そして個別の事業の在り方へのアドバイス、こういうことから、うきは市の教育センターに特別支援学校を経験した教育相談員を配置いたしております。今、各学校細かく回らせていただいておりますし、また、家庭訪問もさせていただいております。

さらに、一番、保護者の方がお困りになる、家庭でもどう対応していいのか、あるいは学校でもどう対応していいのかというケースにつきましては、子育てネットワーク会議を開いております。これにも専門の先生方に来ていただいて、学校の先生方の相談に対応するという形を取らせていただいております。

今改めてですね、議員御指摘は、さらにもう少し細かく専門性の対応ができないのかというこ

とかと思います。県立の特別支援学校なりですね、やはり、教育事務所の専門のある指導主事等おりますので、そういったところの活用ということを少し考えてみたいというふうに思っております。

○議長（中野 義信君） 上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 3回目です。先ほどから申しますように、子供は大切な基礎の時期でありますので、そういう県のほうの方もいらっしゃるようで、活用ができればですね、そういうのもお願いしたいと思いますし。常時、やはり支援員をお雇いしているわけでございますので、そういう方を当たってみて、地元で気軽に相談ができ、そして学校を巡回しながら指導ができる。そういうことも、今一手の答弁はできないと思いますが、子供は宝ですね、子供に何かありますと、親は身の細る思いであります。そういうことを、おばあちゃんの立場から、母親の立場から、しっかりと訴えたいと思って、今日はこの件を言わせていただきました。

吃音は必ず治ります。また、いろいろ言いましたから、ちょっと分からないようになりましたけど、ケア児のこと、それからきょうだい児への手厚い言葉掛けですね。こういうことをぜひお願いしまして、一度、検討していただきたいと。教育長、よろしく願いをいたします。

再度お尋ねしなくても、検討してみるということの把握で前に進ませていただいてよろしゅうございますでしょうか。教育長、いかがでしょうか。検討していただきますですね、はい。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 教育事務所等の専門家を活用するということを含め、検討させていただきます。

○議長（中野 義信君） 上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 急がなくてはいけないですね。

それでは、入学児童の多様な個性を生かす教育についてです。教育現場では、生まれたときからの突起した個性を傷つけないように、一人一人の個性に応じた教育を進めるという観点が重要だと思っておりますが、ギフテッド——何かに突起している——数字・絵画・話し方、子供たちが全国に250万ぐらいいると、この間、放映されておりました。9割の子供さんが生きづらさを感じているということですが、教育現場の考え方、対応についてはどうかということです。

この件も、保育所、幼稚園等について、園長先生にお尋ねしましたら、おられるということですよ。今おられなくても、今後、やっぱり可能性があるということですけど、現在おられるということ。さかなクンも、今、テレビで非常に人気のいいさかなクンも、学校に行きましたらお魚のことばかりで、ほかの勉強をしないで、先生が家庭訪問をし、親に申し上げたところ、お母さんが、うちはお魚に興味があるからいいんですと言われたというようなことを、いつかテレビで言ってありました。

何かに突起しているということは、反対に考えればうらやましいようなことでもございます。こういうギフテッドについて、特性を育てる意味での質問ですが、このことに対して、教育現場の考え方と対応についてお尋ねをいたします。

それから、2番、色、着合わせに突起し、ファッションでの自己主張に優れている子供さんもいると思いますが、育てる意味で、週1回か月1回の自由服の考えはどうかということです。児童の自立性を育み、個性や多様性を尊重するきっかけになると思いますが。都会では自由服でございませう。自由服でも何ら問題はないような感じでございませう。その中に、勉強は苦手だ、お話しも苦手だ、でも、私はこれが好きでこれに突起しているというようなこともいると思います。

家庭ですればいいとは言ったものの、やはり大衆のところでは評価していただく、自分を見ていただくということも、そのことに意味があるのではなからうかと思いますが、今、お洋服関係も、安価ではほぼ変わらない値段で出ておりますので、そういう張り合いというのでもないのではなからうかと思っておりますが、そういうことで、1日のお弁当の日があるのと同様に、個性を生かすという意味で、自由服、制服でもいい、自分の服でもいいというような、そういう開けた考えの教育、そういうことは考えられないかということですね。そういうことを質問したいと思っております。これで1回目の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、入学児童の多様な個性を生かす教育について、2点の御質問をいただきました。このことについては、教育長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目の、ギフテッド——何かに突起している子供たちへの考え方、対応についてでございますが、近年、先天的に平均よりも顕著に高度な能力を持っている人、いわゆるギフテッドと呼ばれる人々の存在が言われております。小・中学校では、子供たちが未来社会を切り開くための資質・能力を確実に育成することを目指しております。

そのような中で、資質・能力の異なる児童・生徒に対して、子供たちの可能性を伸ばすために、個に応じた指導方法や、指導体制の工夫を行っているところです。今後、本市でも重点的に進めている、1人1台のタブレット等を活用したICT教育の積極的な推進などにより、個々の資質・能力をさらに伸ばすための学びの最適化に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の、児童の自主性や個性、多様性を尊重するための、自由服での週1回、月1回の考えについてでございますが、子供たちに様々な資質・能力や感性を育てていくことは、学校教育での目指すものの1つであり、大切なことであると考えます。

小・中学校においては、家庭科の学習を中心に、衣服の働きや快適な着方、手入れの仕方、個性を生かす着用及び衣服の適切な選択、また生活を豊かにするための布を用いたものの制作など

の学習を通して、生活の自立に必要な基礎的な理解を図り、生活を工夫し、創造しようとする態度を養うことを目指しております。

お尋ねの自由服については、学校で学んだことを家庭での実践として展開できることが望まれております。そのため、各家庭の状況に十分配慮しながら、家庭での実践ができるように努めてまいります。

○議長（中野 義信君） 上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 答弁ありがとうございます。

ギフテッドは、それを伸ばすことに努力をされてると。ICT教育のほかにも、やはり絵画、話し方とかいろいろあるわけですが、そういう方面に突起している子供さんも、非常にそれが生活の糧になっていく、それが生きがいになっていくというようなこともあるわけですから、大事に伸ばせることは非常にいいことだと思っております。

でも、先生方の教育現場は、いろいろなことで非常に大変ではなかろうかと思いますが、そういうことも、先生の現場のお仕事の対応についても、しっかり、教育長、検討されながら前に進めていただきたいと思いますと思っております。ギフテッドは非常に大事な部分ですので、育てていただきたいと思っております。こういうことも、私が1番で質問しました、支援員の配置についてに関わる場所であると思っております。

また、家庭でということですが、都会のほうでは自由服で問題なく済んでおるわけですが、こういうことにも優れた子供さんもいらっしゃるれば、将来は、私は子供のファッションショーとか、そういうのもいいのかなと、ちょっと胸をわくわくさせているところであります。

やっぱり、洋服を着るとということも学びの場で、トレーナーで育てていたら、大人になってもトレーナーしか買えない、選びきらないというような子供さんも過去にはいらっしゃいました。そういうことでありますので、そうしましたり、やはり同じ金額のお洋服を買うでも、あっ、やっぱり自分に合う、ちょっとおしゃれだなというのを選びきったり、そういうものも1つの特性ではなかろうかと思っております。

やはり、あんまりかたくなにならなくても、この日は自由にぱっと心が浮かれる日なんだというような時期も、時間も子供たちにあつていいのではなかろうかと思っておりますが、そういうことに関して、教育長、お考えはどのようでございますか。

○議長（中野 義信君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 今、議員が言われたファッションショーというのを、まさしく、少し前になりますが、浮羽東高校、あるいは浮羽究真館高校、最近では福岡農業高校ですね、こういったところが専門的に展開され、私もそういう場に参加させていただいたことがあります。やっぱり専門的な生徒さんがやられて、素晴らしいものだというのは分かっております。

あと、小・中学校における服の考え方については、これは制服とは何ぞやという話から始まると、また少し大きくなりますが。最近、教育界でちょっと懸念されていることは、実は、東京辺りの小学校の自由服に絡んで、卒業式の場面で、非常にこの、袴であるとか、小学校6年生ですすね、そういうものの着用が目立っておって、その辺りがいかなものかなということも話が出ておるところでございます。

私は、先ほど申しましたように、いろんな御家庭の状況もございまして、現状のままでやらせていただければと思っております。

○議長（中野 義信君） 上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 私は、実現させたいなと思っておりますけど、子供のふだん着のファッションショーですね。小学生のファッションショーとか、そういうのもしながら、やはり一味違う、子供たちの教育の現場の中での楽しみ。それから、そういうことからいろんな感性を養っていくということをしたいなという思いがありますので、その思いを、実現に向かって、少し夢を膨らませていきたいと思っております。

先ほど、教育長からも答弁ありました、いろんなことの気がかりがあるというようなことであればですね、できないわけですけども、私が若い頃に、ちょっとお勤めしました、元教育庁浮羽出張所の社会教育の先生がですね、あることを言われてありました。同じお金を3,000円出すならば、そこに子供に似合うもの、それから、外から見て、よく似合ってるな、すてきな、色使いがいいなというものを選ばんといかんよというようなことを、もう、ここ何十年も前ですけど、言われてありました。社会教育の男性の先生でしたけどですね。

ああ、そうだな。何気なしにお金を出して買ってるけど、やはりそういうのも大事だなということを、まだ若い、二十歳、二十幾つかの時期でございましたけど、40代の先生が言われてあるのをお聞きして、すごいなと思ったことがあります。

あるときは、子供さんがいつもトレーナーを着てますので、お聞きしましたら、選ぶ道が分からない。トレーナーなら分かるけどというようなことも言われてあります。子供のときのそういうのは大事なんだなということを感じたわけです。そういうことからして質問させていただきました。できない範囲であれば仕方がないですけど、頭を柔らかくしながら、今後、子育てをしていかななくてはならないのかなということも思います。

それでは、教育長の答弁をいただきましたのであれですけど、ここで、私が最初、1、2の質問をする前に、健常者も障害者の方も、幼児期は非常に大事な時期を小学校の義務教育で受けて、根を張る時期だと私は思っておりますけれども、これは自分だけが思ってることかなと思っておりますが、せっかく今日は副市長もいらっしゃいますので、副市長もお孫さん、子供さん、子育てになっていると思いますが、この義務教育の中で、が、小学生の義務教育の中で、やはり人生

の根の張る時期であるというこの考えは、副市長はどのように思われますでしょうか。

○議長（中野 義信君） 副市長、お願いします。

○副市長（今村 一郎君） 小学校における義務教育の、根を張る教育のことということだと思えますけれども、私の経験からいくと、自分の小学校時代を考えれば、私はいい先生に巡り会えてよかったと。で、先ほどの吃音の関係もありましたけれども、私たちの小学校は、もう小人数で、30人ほどしかいない小さなクラスでしたので、全てグループで何でもやると。ですから、そういった吃音の子供たちもいましたけれども、みんながそれを理解して、みんなが助けるということで、非常に、そういう取組をしてくださったということもあります。

そういうことも含めてですね、やはり、小学校における教育というのは、大きくなっても非常に大きな影響があるんだろうというように思っております。自分の孫は、まだ小学校行っておりませんが、そういった、人を思いやるですね、豊かな心を持つように、小学校でもいい環境に恵まれればいなというように思っております。

以上です。

○議員（9番 上野 恭子君） ありがとうございます。いい言葉だったと思います。本当に、子供のことは宝ですね、しっかり考えてやっていかなくてはいけないと思っております。

それでは、時間も18分、残りがありますので、3番に移らせていただきます。

市民窓口への「耳マーク」設置についてです。難聴者や高齢者の方に対する気配りとして、窓口カウンターに「耳マーク」を設置し、来庁者が心配することなく、安心して手続できる窓口体制が必要だと思いますが、いかがでしょうかということです。

私も、組内に20軒弱家がございますが、高齢になって耳が聞こえない方が四、五人いらっしゃいます。本当に、ピンポンを押しても分からない。20軒ほどのうちに四、五人いらっしゃるということで、多くの方が難聴でございます。そういうことからして、そういう方は、ちょっとお話をしようと思っても、もう、耳がこうというような合図をいたします。それで、非常に行政サービスの窓口であっても、非常に苦手なのではなかろうかという思いから、「耳マーク」を設置して——対応はいろいろですけど、平仮名ボード、タブレットなど、意思疎通体制を備えておくべきではなかろうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、窓口カウンターに「耳マーク」を設置してはどうかという御質問をいただきました。窓口業務は、市民の皆様にご接する最も身近な業務でありまして、市政全般への信頼につながる重要なサービスであると認識をしているところであり、より質の高い窓口サービスを提供できるよう、日々心がけているところでございます。

「耳マーク」につきましては、耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを表すために

使用するとともに、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示することで、耳の不自由な方から申出があれば必要な援助を行うという意思表示を示す際に用いられているものであります。

また、聴覚に障害がある方は、表情や口元の動きで多くの情報を得ていることから、新型コロナウイルス感染拡大で多くの人が着用しているマスクが、聴覚障害のある方にとってコミュニケーションの壁になっているとお聞きをしております。

「耳マーク」の使用に当たりましては、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の許諾を要します。うきは市では平成18年に申請を行っており、庁舎窓口等に、「耳の不自由な方は筆談します。お気軽にお申し出ください」と表示した「耳マーク」を掲示させていただいております。気づきにくい掲示になっていないかどうか、不足していないかどうかについて、改めて確認するよう指示をさせていただいたところであります。「耳マーク」の掲示と併せて、職員各自が相手の立場に立って、筆談やスマホを使った適切なコミュニケーションが提供できるように、今後も窓口対応の質の向上に努めてまいります。

○議長（中野 義信君） 上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 窓口に設置してあるんですね。そうしましたら、もっと分かりやすくお願いしたいと思います。気づきませんでした。ぜひ、多くの方が気づくようにですね、よろしく対応をお願いしたいと思います。いち早い対応、ありがとうございます。対応は、「耳マーク」対応でしょうか、意思疎通は平仮名対応かタブレット対応か、どういう対応でされているのか、ちょっと、お尋ねしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 中野総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 「耳マーク」の表記についてでございますが、一応、こういったものを窓口カウンターに置かせていただいているところなんです、やはり気づきにくい点があったり、不足している部分もありますので、そういった点は見直してまいりたいというふうに思っております。あとの、その支援の在り方については、ケース・バイ・ケースで対応させていただいております。手話ができる職員もおりますし、あと、筆談等で対応するというのが基本的になっていると思います。あと、今は皆さんスマホを持っていますので、それを使ってであるとか、そういったことで適切な対応ができるように努めていきたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 先ほど申しましたように、障害をお持ちの方は、手話等もありますし、勘で読み取るというようなものもできますが、高齢になって難聴になった方というのは、そういうのが全くできませんので、高齢者に分かりやすいような対応をよろしくお願いしたいと

思います。

今見せていただいた「耳マーク」、耳の形とちょっとまた。私はこう、人間の耳の、こういうものがそのまま思っておりましたので、ちょっと分かりづらかった部分もありますので、もっと分かりやすいマークがその横にでもできましたら、非常にいいのかなと思っております。今後、なるべく高齢者の方にも分かりやすい対応を、よろしく願いをしておきます。

それでは、4番に移ります。市税督促手数料についてです。滞納の督促状が発せられた場合に、督促手数料が100円追加されますが、市独自で督促手数料の廃止はできないかということですが、この督促について、タブレットでちょっと調べておりましたところ、こういう案件が文字で出てきたわけですね。督促したところ、滞納者がお金を振り込まれたと。でも、督促手数料が一緒に入っておりましたので、この手数料は返さなくてはいけないのだろうかというようなことの文章が出てきましたので、ええっと思ひまして調べてみましたところ、手数料を請求するところ、しないところ、まちまちございました。

ペナルティーとして、延滞金というのは、必ず平等性をする上で、延滞金は払わなくてはならないものですが、督促手数料は、国とか県が請求した場合、取っていないようであります。また、九州管内では、隣、田主丸は久留米市になりますが、久留米市とか北九州市、福岡市などは、昭和50年、51年等に手数料を廃止いたしております。今度、大刀洗等が近隣では6月議会で条例化し、取らないようになるということも、お尋ねしましたらするようであります。

そのほか、春日市、大野城市、古賀市、糸島市、篠栗町、こういうところも手数料は廃止をしているようであります。100円であるからと思ひますけれども、督促というのはお金を振り込まないと、20日以内に督促状を発行しているんだと思ひますが、納税がないと、1回の督促だけで催告となります。1回だけしか督促状というのは出さないわけですね。そして催告となり、納めないペナルティーで差押えとなるわけですが、国保、市民税、固定資産税、まとめて100円。そのほか、滞納しておりますと、公共料金のもろもろ。それから、もちろん所得税等も払わなければいろいろでしょうけど、いろんなもの——家賃を払わないとか、いろいろあると、1,000円から1,500円ぐらいになるのではなかろうかと推測するわけですね。

近隣では、隣の田主丸のほうでも、督促手数料は廃止であつてるわけでございますので、お金が払えない方に、またそういう手数料を上乗せして、支払い意欲が減になりはしないかというようなことも考えましたとき、この手数料1回ぐらいは、督促というのは1回しか出しませんが、取らなくていいのではなかろうかと思つたわけですね。一般の事業者でも、請求書をちょっと出しますけど、請求書文書代というようなものは取りません。そういうことからして思つたわけです。

また、ちょっと考えました折には、納税につきましては、15年か20年前は前納報奨金とい

うのがございました。それで、部落内で税金を納めると、この報奨金をもらいださんとみんなに迷惑がかかるからといって、やっぱり、なければお金をかき集めてでも、皆さん払っていたというような時代もございました。この報奨金も、あるときすぱっと切れて、今年からありませんというような形で切られたわけでございますので、どうしても大変をしている御家庭から、こういう料金を取らなくてはいけないものか。

また、これだけのところが、隣町、隣の市、それから下った大刀洗等でも廃止となりますと、県内、うきは市だけということもなりはしないでしょうけど、ほかにもまだあると思いますが、考えてもいいのではなかろうかと思いましたので、そういう検討はなされないのかということで、一般質問としたわけです。

これで1回終わります。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、市税督促手数料について、市税に関する督促状の手数料を廃止できないかとの御質問をいただきました。本来、督促とは、地方自治法や地方税法に規定されている納期限を過ぎても納付の確認ができない場合に、20日以内に督促を行わなければならないとなっており、当市では、納期限から20日を経過した日に督促状を発送しているところであります。

督促状を発送しておかなければ、滞納処分が行えないことになっておりますので、督促状は必ず発送する必要があります。督促状を発送するには、督促状の作成、郵送料等の費用を要しますし、納期限内に納付された市民の皆様との公平性を保つためにも、督促手数料の徴収は必要であると考えております。

○議長（中野 義信君） 上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） そうしますと、近隣でも廃止されているところが多々ございまして、今後、増えるであろうという気はいたしますが、それでありましても、うきは市では平等性を欠かないように取っていくということになるのでしょうか。そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 徴収対策室長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 田尻徴収対策室長。

○徴収対策室長（田尻栄三郎君） 徴収対策室、田尻でございます。

先ほどから、上野議員、近隣の市町村が取っていないところがありますというようなお話もあったかと思いますが、私のほうもちょっと調べさせていただきました。

筑後地域で見ますと、久留米、大牟田、先ほど言われました大刀洗、そこら辺りが徴収はされておられません。県内で申しますと、約70%がですね、督促手数料を徴収されてあるみたいですよ。

先ほど、市長のほうで答弁をされましたけれども、やっぱり納期限内に納められた市民の皆様のことを考えますと、やっぱり税の公平性を考えますと、やっぱり徴収するのが妥当ではなからうかと考えております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 平等性を欠かないよということの徴収というのは、それは本当だろうと思っております。それで、廃止したところが平等性を欠いていない考えでやったのかどうか分かりませんが、やはり、そういうものも市民は敏感でありますので、先ほど言いました奨励金も廃止になっておりますので、多くのお金をお持ちの方からでしたら、取ってももちろんのことだと思いますけれども、滞納で苦しんでおられる方ですので、そこら辺は、周りの動きに合わせて考えていただけたらと思っておりますが、その答弁をいただいて終わりたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、国税の場合は手数料を取っておりません。そういうことを背景に、地方税法第330条は、手数料を徴収することができる規定になってますので、各市町村まちまちな対応になっているのではないかと、このように思っております。

先ほど、徴収対策室長のほうも答弁させていただきましたように、今、私ども、やっぱり公平性の観点でですね、過去からこういう、一種のペナルティ的な手数料を頂いておりますので、そちらについては今後もそのように対応させていただきたいと思っておりますけれども、そういう全体的な、他の市町村の動きなんかもありましたら、また総合的な観点からですね、検討することもあるのではないかと、このように承知をしております。

○議長（中野 義信君） 上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） 分かりました。それでは、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（中野 義信君） これで、9番、上野恭子議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩いたします。11時20分より再開します。

午前11時03分休憩

午前11時19分再開

○議長（中野 義信君） 再開します。

次に、4番、竹永茂美議員の発言を許します。4番、竹永茂美議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、4番、竹永です。今回は、新型コロナ発症で大変な時

期ではありますけれども、市民のことを考えて、一般質問を行います。

冒頭、組坂議員が言われましたように、うきは市では今のところ感染者はいませんが、全国で多くの方が亡くなられたり、あるいは感染され、治療を受けられている方もおられます。また、残念ながら亡くなられた方もおられるということで、大変、お見舞いを申し上げたいと思います。

さらに、このような状況の中、医療関係者、福祉関係者、飲食料の事業者、運送業者、そして幼稚園、保育園の先生や学童保育の先生方、小・中・高の先生方、そして市の職員の皆様方は、コロナ感染の危険性に直面しながら日々従事してあることに対して、厚く感謝を申し上げます。このような状況の中、うきは市民の厳しい状況を、寄せ合い、情報を集めて、うきは市の取組が、1人も残さず早急に実施されることを、広く市民の皆様方に知らせる責任のあるうきは市議会臨時会が開催できなかったことを、心よりおわび申し上げるところです。

さて、6月5日の議会開催日に、市長のほうから、国の10万円給付金については目詰まりの現象があるということが述べられました。また、先ほどの組坂議員の質問にも、情報発信や学習の遅れについて発言がありましたので、重なるところについては除いて答弁をお願いしたいと思います。

まず、最初ですが、今お手元に配布資料をお配りしております。ちょっと、とじ方が大変、変で申し訳ありませんが、このAの上段を見ますと、2020年4月から5月まで、臨時議会を開催した一覧表があります。この一覧表にありますように、筑後地区の全部の市と町、そしてお隣の朝倉市と筑前町では、全て臨時議会を開かれ、市民の声を行政に生かされることができたと思っております。中には、1回ではなく2回も開催された議会もあります。そこで、質問の1点目は、なぜ、うきは市が臨時議会を開催しなかったのか、その理由とその総括についてお伺いいたします。

続いて、2点目ですが、北九州市では先週、小学校で多分クラスターだと思われる感染症が発生しました。これからのことを考えると、うきは市でも発生することは間違いありません。そこで、机上訓練として、一番弱い立場にある乳幼児や小学校低学年の核家族で、両親がそろって陽性で入院を余儀なくされた場合、幼い子供たちだけが残った場合、どのような対応になるのかお尋ねいたします。

3点目、同じく資料のAの上の段の右側になりますが、新型コロナウイルス対策補正予算（アンダーラインは子どもや若者への支援内容）ということで、少し、各市町村の支援策を大文字にし、なおかつアンダーラインを引いております。

久留米市では、そこにありますように、児童扶養手当、独り親18歳の子1人当たり1万円などなど。それから、小郡市については、公立小学校の消毒や事務手続などの緊急雇用創出事業と併せまして、児童扶養手当対象児童1人につき1万円を支給する。大川市は、児童手当受給対象

者の高校2年・3年生に1万円として600万円の予算化と、奨学金の1年間延長と5万円の免除。柳川市は、児童手当に1万円プラスと、小・中学生に米10キロとノリ。それから、高校世代の学習支援に3,000円の図書カードが追加されているようです。八女市については、ゼロ歳から17歳に1万円ずつ、そして妊婦の方にマスク50枚。筑後市についても、児童扶養手当受給世帯に2万円。みやま市は妊婦に10万円と、市内飲食店のクーポン券1,000円を全世帯に。そして、児童扶養手当受給世帯へ2万円。小・中学校の就学援助世帯に1人2万円。大刀洗町は、町内対象で使えるクーポン券。大木町は、就学児童家庭に米と油。広川町は、うきは市と同じ就学——すみません、就学の「就」が間違えております、援助の拡大。朝倉市は、4月27日から来年4月1日までに生まれた子供たちに5万円。就学援助家庭に米10キロ。筑前町は給食3か月分の免除、小・中学生に図書券1,000円等の対策が取られております。

これを見ますと、全世帯への支援策と、生活の厳しい家庭に特化した支援策など行われていますし、2つとも行われているところがあります。そして、対象者も先ほど述べましたように、まだ現在生まれていない、これから生まれてくるだろう子供たちにも支援策が充実していると思われれます。したがって、3番は、子供や若者、生活の厳しい家庭へのうきは市独自の支援策についてお伺いいたします。

4点目、今年2月28日の金曜日に、安倍総理大臣から学校閉鎖をお願いしたいとの要請で、3月2日月曜日から、全国のほとんどの学校が休校になり、学習権が奪われました。うきは市もこの要請に応じ、子供の学習権の保障がないまま臨時休校になりました。

御存じのように、久留米市では、独自の判断で1週間、臨時休校を延期し、臨時休校中の子供に対する手当、終業式、卒業式への準備、異動する先生との別れなど、いろいろ、学習する権利が保障されたと思います。また、柳川市やみやま市は、翌29日土曜日を出校日にし、学習権の保障に取り組みました。なぜ柳川市やみやま市が1日延ばしたかということ、子供は新型コロナウイルスにかかりにくいのではないかと、子供の感染者がまだ今は出ていないとの科学的知見と、全国の感染状況を分析して決断されたそうです。その取組の結果として、卒業式の連絡や、春休みの連絡、学校行事や新年度に向けての引継ぎなど、先生たちは前日夜遅くまで残って取り組まれたそうです。

うきは市では、突然の要請に、やはり職員も子供も投げ出されたという状況ではなかったでしょうか。子供の命の危険性はあったと思いますが、子どもの権利条約によれば、子供の意見を反映させなければなりません。したがって、安倍総理の学校閉鎖をお願いしたいとの要請に従った総括と、今後の対応について質問します。対応については、先ほど述べられましたので、こちらは総括だけで結構です。

以上、1点目についてお尋ねをいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、新型コロナウイルス対策について、大きく4点の御質問をいただきました。事前通告に従って回答させていただきたいと思っております。

1点目が、臨時議会を開催しなかった理由と総括についての御質問であります。他の自治体の独自支援策が新聞報道される中、うきは市においては、「より効果の高い、あるいは幅広いニーズに応える施策はないか」と検討を重ねてきたところであります。特に、休業している事業者へ協力金を支給するという点に関しては、確かに申請受付は比較的簡易にできると考えられますが、救うべき事業者はもっとほかにもいるのではないかと、あるいは、国や県の持続化給付金が入るまでの間に、無利子無担保の借入れが可能になれば、事業者の負担は相当軽減されるのではないかと、そのような思いが強かったというのが正直なところでございます。

そのため、うきは市商工会が会員に対して行ったアンケートの結果が必要でありましたし、その結果を受けて、うきは市商工会等とも十分に協議した上で支援策を決定する必要があると判断したところであります。うきは市商工会等と最終的な協議を行いましたのが、4月24日でありました。その日のうちに、議員全員の皆様との意見交換を行い、支援策の1つである「中小企業・小規模事業者への緊急支援金」を、週明けの27日には申請受付を開始するという、大変過密スケジュールの中で実施をさせていただいたところであります。

商工振興の中心的役割を担っておられる商工会をはじめ、皆さんの声を私が直接聞かせていただいて、より効果の高い支援策を創出する必要があったこと。かつ、困っている事業者の皆さんには、1日でも早く支援を届ける必要があったことから、今回は専決処分の対応を取らせていただいたところであります。このことにつきましては、議員の皆様にもできるだけ丁寧に説明をさせていただいたつもりでございます。議員が言われますように、「臨時議会を開催すべきだった」という御意見も十分尊重させていただきながら、今後の対応に当たってまいりたいと考えております。

2点目が、市内におけるコロナ感染者が確認された場合の対応と広報についての御質問であります。現在、北筑後保健福祉環境事務所、いわゆる北筑後保健所管内では、県が従来から設置している「帰国者・接触者外来」に加え、地域の医師会が設置・運営する「地域外来検査センター」の2つの方法でPCR検査が実施されております。うきは市におきましても、5月13日から毎週水曜日と木曜日の週2回、浮羽医師会によるドライブスルー方式のPCR検査が行われているところであります。

うきは市に陽性者が確認された場合は、まず、管轄する北筑後保健所へ報告が行われた後、直ちに市へ第一報が入ることとなっております。北筑後保健所の初期対応としましては、感染者本人やその家族、または関係先の承諾を得た上で、公表内容を福岡県保健医療介護部と確認した後、

原則として当日の午後5時以降に、マスコミに対して発表が行われることとなります。同時に、感染者本人の感染経路や、濃厚接触者を特定するため、行動履歴の聞き取り調査が行われます。

うきは市の対応としましては、北筑後保健所からの感染者発生の連絡を受け、記者発表、防災無線、ホームページによる市民の皆様への周知並びに感染拡大防止への協力依頼を行うこととしております。また、市役所への問合せにつきましても、適切に対応できるよう、その体制を整えております。なお、感染者の行動履歴から必要と判断された建物等への消毒作業についても、北筑後保健所と調整の上、実施することとしております。さらに、市役所職員から感染者が出た場合の対応につきましても、うきは市業務継続計画、いわゆるBCPや対応マニュアルに従い、感染拡大の防止を図りながら、市民生活への影響が最小限となるよう、業務の継続を図っていくこととしております。

次に、3点目が、子供や若者、生活の厳しい家庭への市独自の支援策についての御質問ですが、子供に対しての市独自の支援策としましては、小・中学校の児童・生徒がいる世帯の負担を軽減するため、就学援助の対象を新型コロナウイルス感染症による失業や休業、あるいは自営業を休業したことにより家計が急変した世帯まで拡充し、支援をすることとしました。また、若者の支援としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により就職内定を取り消された方、失業した方を対象に、市の会計年度任用職員として募集を行っております。

生活の厳しい家庭への支援としましては、うきは市社会福祉協議会に委託をしております、「子どもの貧困対策事業」の中で支援をしている市内子供たちの世帯のうち、新型コロナウイルス感染防止対策で小・中学校が臨時休校となり、食の確保が困難な児童や、見守りが必要な児童に対して、社会福祉協議会の職員が、家庭訪問により見守り活動を実施いたしました。お弁当等の食料提供による食の確保、体温チェックをはじめとする健康面の確認など、面談を行いながら、身体及び精神的支援に努めました。訪問先の御家庭におきましては、食事の提供をとっても貴重なものとして受け入れてもらうことができ、不安解消につながりました。また、福祉事務所におきましても、家庭児童相談員が見守りが必要な世帯の家庭訪問を実施し、相談対応の支援に努めたところであります。

4つ目が臨時休所・休園・休校した保育所・幼稚園、学童保育、小・中学校についての総括と、今後の学習権保障施策についての御質問ですが、保育所及び学童保育については私から答弁をし、幼稚園及び小・中学校については、この後、教育長から答弁をさせます。

保育所・学童保育所につきましては、国の通知に基づき、小・中学校の臨時休校期間中も、保護者の方へ登園・登所の自粛要請を行った上で、原則として開所をいたしました。その間、保育所では、欠席をしている児童との差が生じないように、リトミック教育や誕生会のイベントを延期いたしました。6月1日以降は通常保育となり、今まで延期していたイベント等を実施するこ

といたしております。

学童保育所については、3月の臨時休校期間中は、学童保育所のみで対応いたしましたが、4月から5月の間は児童の密集を防止するためと、人員の関係から、各小学校で午後3時まで児童を預かり、その後、各学童保育所を開所するといった対応を行いました。6月1日からは小・中学校の通常登校に伴い、以前のおり、学校の放課に合わせた開所としております。

保育所及び学童保育所の総括として、保育所については自粛要請等、保護者の御協力をいただきながら、円滑な保育ができたと考えております。また、家庭で保育が困難な児童を、学童保育所と学校が連携し、可能な感染防止対策を行いながら、保育及び預かりを実施いたしましたが、「密」とならない場所の確保と、長期間となった場合の学童保育を行う人員の確保が課題として挙げられます。

○議長（中野 義信君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 幼稚園につきましては、福岡県の指導に沿い、4月15日から5月17日まで休園し、5月18日から分散登園を経て、5月26日から通常登園となっております。小・中学校における対応と、今後の学習権保障については、さきに質問された組坂議員の答弁と重複いたしますが、総括としても挙げられる学習の遅れを取り戻すために、夏季休業日の短縮や、学校行事の見直しで対応する考えでございます。

また、本市におきましては、4月9日小学校、4月10日中学校の入学式を行わせていただきました。先ほど、議員御指摘の久留米市あるいは柳川市等はですね、入学式はなされなかったと聞いております。そのために、1年生の保護者と学校の先生が対面できまして、その後の学習の進めについてスムーズにいった部分があるというふうに考えております。

また、今回のコロナウイルス感染対策で、国は家庭でのオンライン学習を前面に打ち出してきております。その点では、いわゆる「GIGAスクール構想」による、児童・生徒1人1台の端末整備を本年度中に行いたいと思っておりますし、オンライン学習に対応するため、「オンライン学習プロジェクトチーム」を立ち上げ、調査研究を開始したところでございます。今後、このような事態にも対応できるよう、ICT教育の環境整備を早急に図ってまいりたいと考えています。

○議長（中野 義信君） 竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 少し回答に、というか、質問の趣旨が伝わっていないと思いますので、再度質問させていただきます。

まず、2点目は、先ほど言いましたように、一番弱い立場にある子供たち、核家族で親戚がうきは市内にいないと。で、乳幼児しかいない両親が陽性で入院した場合、どのような対応を取られますかということをお尋ねしましたので、その点についてお尋ねいたします。

それから3点目は、資料-Aにありますように、就学援助の拡大というだけでなく、各市町村

が個別の児童・生徒、あるいは学生に対応したりしております。あるいは全世帯に対する支援もあっています。特に、筑前町みたいに、給食費の3か月援助とか、小・中学生に図書券を配るなどなどされていますが、そのような支援策は考えられていないのかどうかというお尋ねです。

それから、3点目は、4点目の、教育長は答えられましたが、4月9日以降の、4月6日からと言っても構いませんが、対応については、私は適切であった部分が多かったのではないかと考えていますが、2月28日から4月6日までに至る休校要請をそのまま受け入れられた分に対する総括をお願いしたいというふうに言いましたので、その3点について再度質問いたします。

○議長（中野 義信君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 2点目の質問については、ぜひ、事前通告にもそういうことを書いていただければ、しっかり、私のほうから答弁させていただきます。このことにつきましては、福祉事務所長のほうから後で答弁をさせていただきます。

2点目は、うきは市の独自支援策として、もっと子供や若者、生活の厳しい家庭への支援ができないかというお尋ねであります。今、議員の資料によりますと、うきは市は何もやってないような書きぶりですが、先ほど答弁させていただきましたように、第1次支援策で様々な支援をさせていただいてますし、答弁はしませんでした。保育所等の利用者負担の副食費の減免措置もさせていただきましたし、そして、本定例議会では、予算案の中にGIGAスクール構想の前倒し取組、これも大きく提案をさせていただいているところであります。

そして、何よりも重要なのは、国・県の支援がかなり手厚くなってきておりますし、議員も御承知のように、国の第2次支援策が今日、国会に提出されて、本日から国会審議が始まるやに聞いております。そこに低所得者の独り親世帯への臨時特別給付金が2つ大きくありまして、1つは児童扶養手当受給世帯への給付、1世帯当たり5万円、第2子以降1人について3万円。さらには、収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付、1世帯当たり5万円。そういうこともありまして、以前から、うきは市は、国・県の動向を見ながら、そこの補完をするような独自支援、もっと効果的な支援がないかということで取組をさせていただいていることを、ぜひ御理解をいただきたいなと思いますし。

そしてまた、常々申し上げておりますように、行政だけではなくて、今、うきは市民のいろいろな団体が立ち上がられて、非常に窮状がある事業者をみんなで救おうという、そういう動きがございます。その一環で、先日、議員も御承知かもしれませんが、新聞に大きく報道されましたが、小学校の生徒の皆さんの制服をクリーニング、除菌処理を施したクリーニングをしていただきましたし、あるいは消毒液を学校にも、贈呈を受けたものをしっかり配布させていただいたり、あるいはマスクをしっかりと、贈呈頂いたものを配布したり、様々な観点から、子ども・子育て対策については施してまいりました。

でも、議員おっしゃるように、今回第2波、第3波が心配されてるんですが、長期化すること
も考えられますので、今後しっかり、議員の御指摘は頭に入れながら、今後の第3次支援策等々
を判断する場合に、ちょっと検討させていただきたいと、このように思っております。

3点目については教育長のほうからお願いします。

○議長（中野 義信君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 4月以降の対応につきましては、議員のほうからも褒めていただきま
してありがとうございます。先生方も喜ぶと思います。

実はその、2月終わりといいますか、3月2日からの休校でございます。もう、これは本当に
唐突に国から来たというのが、私の正直な感想でございます。しかし、そのとき私が考えたのは、
何が一番大事かということでございます。子供の命が一番大事であります。その頃、新型コロナ
ウイルス感染症というのがよく分かりませんでした。そういう中で、私は、子供の命を最優先す
る対応を取らせていただきました。

○議長（中野 義信君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所、末次でございます。1点目の、核家族で、保護者
が新型コロナに感染した場合の乳幼児の対応についての御質問でございますが、これにつきまし
ては、まずは保健所と対応を検討いたしまして、対象者によって状況が異なりますので、親族、
身内の方等を保健所のほうが相談するというところで、次に、そういった方がいらっしゃらない場
合につきましては、保健所から児童相談所の一時保護のほうの対応ということで回答をもらって
おります。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 大事なことを忘れておりました。市長にお尋ねいたします。

私、臨時議会の開催を先ほど言ったんですが、市長からはたしか3回ほど、懇談会というこ
とで説明を受けました。市長として、臨時議会と市長との懇談会の違いをどのように認識してある
のかお尋ねいたします。取りあえずそれだけ、お願いいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員と認識は一緒でありまして、臨時議会は法に基づく正式な議会の場
でありますし、意見交換はあくまでも任意的な会合であると、このように承知をしております。

○議長（中野 義信君） 竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 私は、若干、認識が違うところがあります。臨時議会は、今、質
問したことが公に中継されますし、また、会議録として永久に残ります。ということは、第二、
三波の発生がしたときに、それに基づいて検証することができます。しかし、市長との懇談会に

については会議録が残らないということなんです。

市長、会議録は、市長との懇談会の会議録は残るのでしょうか。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 意見交換の議事録は残らないと、このように承知をしております。

○議長（中野 義信君） 竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） そうしますと、今、国会でも問題になってるんですけど、大事なことを確かに意見交換して認識は深まりますけれども、その点、じゃあどこまで到達したのか、あるいは何が課題なのか、今後どうしていくかということは、やはり残らないといけないと思っています。また、その第2波、第3波ではなくて、ある記事では10年後、20年後に、サイクルで大きな、こういう新しいウイルス感染症が発生しているということを聞きますと、なおさら、その必要性があるのではないかなと思っています。そういう意味で、ぜひ臨時議会の開催を強くお願いしたいと思います。

もう一つは、その懇談会等で専決された中身を見ましたときに、いろんな事業があるんですが、それについては、いろんな事業は一応公募されて、入札なのかどうか分かりませんが、そのように全て取り組まれるというような理解でよろしいでしょうか。24日にいろんな施策をいただきましたですね。それから、専決処分で5月1日もいただきましたけど、例えばデリバリーとか、それについて、等々については、公募で市内みんなに、の業者に知らせて、その中から一番最適な方を選んでおられるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

今、国会で非常に、10万円についてもいろんな、100万円、200万円についても電通が丸投げして中抜きみたいな感じがあっております。うきは市ではないだろうと思いますので、確認の意味でお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 第1次支援策、御指摘のように、4月24日に専決処分をさせていただきました。大きく8項目の支援策を打ったわけですが、大半は直営でやらせていただいておりますが、中にはテークアウト、デリバリー支援なんかは、再三申し上げますように、市内の、市民の皆さんの団体の方に委託をしてやってるものも一部ございます。

○議長（中野 義信君） 竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） それでは、ぜひその点をよろしくお願いしたいのと、教育委員会のほうにお願いしたいのは、子供の学習権は非常に大切であります。授業時数の確保も大事であると思います。しかし、これは日曜日の西日本新聞、もう御覧になったと思いますが、「余裕のない学校、高まるリスク」ということで、子供たちのリスクと併せて、4番目に、教職員の健康管理ということで、これから密になればなるほど、先生たちへの負担も重くなりますので、よろ

しくお願いしたいと思います。

それで、ちなみに第2次支援策で、学校関係の要望がまとめられていますが、これは、うきは市も要望されてるのでしょうか。

学校消毒をする方とか、さっき出た、GIGAスクールとかに対する方の配置要望が国のほうから出てまして、それについては、うきは市も要求されているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

すみません。緊急短期雇用創出事業市町村事業ということで、これは第1期の分ですけれども、これを見たら、第1次申請分には、ちょっとうきは市がありませんでしたし、先ほど言いました、学校関係の支援員といますか、いろんな方を要求してくださいという施策があるんですが、それに対して、うきは市のほうは要望を出されていると捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（中野 義信君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） まず、ICT関係でございます。その人員というのは、ICT教育を支援する人でございます。うきは市は、うきは市教育センターにICTの専門家を抱えておりますので、もう既に臨時休校期間中にですね、新しい教職員へのタブレット研修及びロイロノートを使ったオンライン学習の研修を全ての学校で終えております。

それから、2点目の、学校をサポートするという話は、今日ですね、実は説明に来るというふうに聞いておりますので、検討してみたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） よろしくお願ひいたします。

それでは、大きな2番に入ります。

「若者が住みやすいまちづくり」は市長のスローガンでもあると思っております。ところが、3月議会に、2018年度のPTA関係の資料を要求して、一覧表として提出しました。お手持ちの資料にあるとおりです。その、資料のAになりますね。で、その中でいろいろ質問をしたら、市長から以下のような答弁をいただいて、私自身、理解できませんでした。

というのが、3月議会で質問したのは、図書費とか衛生費とか、熱中症対策のプールミスト代とか、入学式、卒業式等の生け花代を公費負担すべきではないですかと言ったときに、市長からは、法的には必ずしも地方自治体が負担することになっていないわけですが、教育関係予算は手渡させていただいております。後半は若干分かるんですけど、前半。図書費とか衛生費、それから熱中症対策のプールミスト代等は、やはりすべきじゃないかなと思えました。

そして、よく見ておりましたら、ある学校が13万円、児童活動援助費（特別会計）とありましたので、あら、この特別会計っちゃ一体何なんだろうと思って、今回、教育委員会を通じまして、PTA会費並びに特別会計についても資料を出してくださいと言ってまとめたのが、そのB

の表になります。

そうしますと、2018年から2019年に向けて、ほぼうきは市の予算の——3月議会で質問しましたが、予算増がなかったために、同じような状況でありました。なおかつ、昨年度のPTA特別会計を見ますと、先ほど言いましたように、入学・卒業式の花代とか、拡大機、帳合い機のリース代とか楽器代、これは小学校ですね。それから、ちょっとB小学校は統廃合になりましたので、C小学校が体育費、衛生費、児童奨励費、図書費、視聴覚費。D小学校が児童振興費で入学式や運動会の補助、それから児童活動充実費で児童見守りビブス代。ビブスというのは、こう、です。それから、ウサギの餌代。そして、さっき言いましたE小学校は教育活動費。そして、F小学校が特別会計で、13万ありますが、中身は分かりませんでした。G小学校は児童奨励費で修学旅行の補助とか花代。H小学校は児童奨励のニュース代、そしてPTA特別会計から熱中症対策ミストシャワー代。それから校内マラソンコース用安全バー、コーン等々、中学校は文化行事、体育行事での支出がありました。

その下を書いておりますが、学校図書館法では、第2条、学校において、「図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて」というふうに書いてありまして、学校図書館法によれば、これは公的負担だと思いますが、この点についてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

2点目は、文科省が出されてました2020年の1月17日、そして本年2月3日の働き方改革についてどのような周知をされ、効果があったのかお尋ねいたします。

それから3点目は、毎回聞いておりますが、労働基準法等に基づくうきは市の衛生委員会の持ち方、それから学校総括健康管理委員会の持ち方、構成員の見直しについてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、若者が住みやすいまちづくりについて、大きく3点の御質問を頂きました。事前通告に従って答弁をさせていただきます。

まず3点目の衛生委員会については、私から答弁をして、1点目と2点目及び3点目の学校総括健康管理委員会については、この後、教育長から答弁をさせます。

まず、衛生委員会についての御質問であります。衛生委員会につきましては、労働安全衛生規則第23条において、「事業者は、衛生委員会を毎月1回以上開催するようにならなければならない」と努力義務規定が設けられております。うきは市におきましては、規定の趣旨に基づきまして、うきは市衛生委員会を適宜開催し、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成に努めているところでございます。

○議長（中野 義信君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目の、小・中学校の保護者負担軽減についての御質問でございますが、同様の御質問を本年3月議会でもいただいております。保護者の方が学校に納入しているものとしては、給食費やPTA会費、学級費等がありますが、今回は特にPTA会費についての御質問と捉えさせていただき、答弁させていただきます。

PTAは保護者と教師によって組織された任意団体であり、組織運営に係る経費については、市内の他の任意団体と同様に、独自に確保されており、保護者も一定の負担をいただいているものと理解をいたしております。

2点目の、国や福岡県の「学校における働き方改革」に係る通知の周知と効果についての御質問でございますが、議員御指摘の文部科学省通知では、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が一部改正され、昨年策定された「公立学校の教師の勤務時間に関するガイドライン」が「指針」に格上げされたことに伴い、当該教育委員会が「教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に係る指針」を策定することを求めたものであり、福岡県教育委員会通知では、同様に、指針の策定と必要な措置を講ずることを求めています。

教育委員会としては、通知の内容については各学校に配布し、趣旨を十分理解するよう指導しているところです。なお、指針等については、現在、福岡県教育委員会が「教職員の働き方改革取組指針」等を整備中でありますので、県の動向を受けて対応してまいりたいと考えておりますが、事前の対応として、本年度の「うきは市教育振興基本計画」に、在校等時間の上限時間を具体的に掲載し、また、校長会の場合等、機会あるごとに勤務時間の適切な管理について指導を行っているところでございます。

3点目の、学校総括健康管理委員会についての御質問ですが、学校総括健康管理委員会の構成見直しについては、本年3月議会でも御答弁しましたように、現在の構成員を見直す考えはなく、必要に応じて、学校職場の様々な職種の方の意見を聞きながら、健康で働きやすい職場環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 3月にそのような意見と、突然の本の紹介がありまして、私自身が日本語をよく理解できませんでした。その後、総務課のほうに行きまして、その本と文面を見せていただきましたが、お手元の資料にありますように、Dですね。実物はこのようなカラー印刷になっております。しかし、印刷では白黒になっておりますが、右側のほうを御覧ください。

その、衛生委員の構成、調査審議事項等で衛生委員会のことが書かれております。その中に、るる述べられたことが書いてあるわけですが、問題は、その下の段にあるその他共通事項として、①毎月1回以上開催すること。②委員会における議事の概要を労働者に周知すること。③委員会における議事で重要なものに関わる記録を作成し、これを3年間保存することとあります。

なおかつ、教育長に後からまたお尋ねしますが、その下の星印、委員会を設けるべき事業者以外の事業者が講ずべき措置として「労働者数が50人未満の事業者など、委員会を設けるべき事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければなりません」と書いてあります。

これは、厚生労働省や都道府県の労働局、労働基準監督署が出した正式な文書です。市長が述べられた本の一部をもって月1回開催する旨努力義務があるということと全く違います。市長は、このような国や県等の公的な機関の資料を尊重されるのか。あるいは一民間企業が出されている本の1ページの一文を尊重されるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 衛生委員会の開催に当たっては、これまで議員から何度も何度も御指摘をいただいているところでありますが、その都度、法令解釈を基に、努力義務規定であるということをお願いしております。私としては、法令解釈上努力義務規定であると、こういう認識であります。

○議長（中野 義信君） 竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） ということは、市長はこのリーフレットを無視されるということになるんですよ。これ、国や県が出してる公的な文書じゃないですか。それに基づいて、僕は行政がなされていると思ったんですが、うきは市はこういう公的な文書、通知、パンフレットよりも、どこかの出版社が出された本の一部を尊重して運営をされるということなんですか。

というのも、3月議会で、同僚議員がうきは市の衛生委員会のことについて質問しました。その中で、例えば昨年度、衛生委員会が4回開催されています。1回目が5月、2回目が7月23日、3回目が12月24日、そして4回目が3月13日に開催されたわけです。ところが、もう御存じのように、この間、7月7日と本年3月3日でしたっけ、大変痛ましい事件が起きています。

そのような状況を考えたときに、きちんと国や県の指示に従って開催しておけば、そういう痛ましい事件が防げたのではないかと、私、3月にも言いましたし、本当に分からなければ、久留米の労働基準監督署に聞いてください。私も久留米の労働基準監督署に聞きました。月1回以上しなきゃいけないんじゃないですか。何と答えられたと思いますか。それはもう、義務ですと。だから、しなきゃいけないんですという回答です。それはなぜかという、過労死の問題がずっとあって、過去なってきたからです。どうしても、市長は本の一文を言われるのであれば、公的な機関に聞いてください。これ、お願いできますか。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、リーフレットですかね。今、御指摘、ちょっと私も十分ではなかつ

たんですが、そういう御指摘は、ちょっと今、初めてお聞きしました。議員、ここまで問題視されてるということであれば、当然、国の機関、ちょっと法の体系が違いますが、国のいろんな国家機関、あるいは都道府県の機関、市町村の機関なんかもお調べになって質問されてると思いますが、私が認識してる関係上、どこもそういう状態にないというのが現実ではないかと、このように思っております。

○議長（中野 義信君） 竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 私が今回、あえて質問しているのは、衛生委員会が3回だったとき、4回に下さいという産業医のアドバイスがあったようにお聞きしています。なおかつ、衛生委員会の産業医の先生にも、私聞きました。どうしても進まないんですよということで、うきは市の、当然、現状を御存じだったんですけど、やはり課題を感じてありました。それについては、副市長が衛生委員会の代表でありますので、申入れをしているがということでありましたので、ぜひ、これを確認してお尋ね、お願いしておきたいと思います。

さて、先ほど教育長のほうから述べられたことについて申し上げます。

ここにも、先ほど述べましたように、委員会を設ける事業者以外の事業者が講ずべき措置ということで、これもまた、久留米労働基準監督署にお尋ねしました。もう、50人未満だからしなくていいとか、あるいは1年間、労働者の代表の意見を聞かないということについては疑問がありますということです。ましてや、50人未満だから、努力義務だから開かないでいいということとは大きな問題になるでしょうね。それは、先ほど言いました過労死の問題が、ここ数年ずっと明らかになっているからです。したがって、分からないときは、やはりそういう専門家の方にぜひ聞いていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、教育長のほうにお尋ねいたします。先ほど、ガイドラインで上限時間の記載を行ったということでありましたが、これは週45時間以内、それから年360時間以内ということで確認してよろしいでしょうか。

○議長（中野 義信君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） うきは市の教育振興基本計画、これ、ホームページにも上げております。その34ページの中に、議員御指摘の45時間等々の具体的な数字を上げさせていただいております。

○議長（中野 義信君） 竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） ぜひ、それが実現できるような取組をお願いしたいと思います。

ところが、先ほど、最後に述べられました、学校総括健康管理委員会の件について言えば、本年1月17日の働き方に、そこに通告しておりますように、働き方改革についてのQ&Aというのが出ております。これは資料のCの左側になります。

そこで問15というのがありまして、「在校時間」から除かれる「休憩時間」とは、具体的に何を指すのかということで、①で、公立学校の教師も、労働基準法上の「労働者」に含まれます。次の丸の後半が、「在校等時間」からは、実際に休憩した分の時間を除くこととなります。問18が、「在校等時間」の計測結果について、公文書としての管理及び保存を行う期間はどれくらいの期間ですかということに対して、一定の期間が必要だということを書かれています。

ところが、その上を御覧ください。教育委員会のほうに、どうもタイムレコーダーの使い方に疑問があるというような声がありましたので、6年生と中学校3年生——6年生だけの担任の先生のタイムレコーダーの写しの提出をお願いしました。ところが、なかなかよい返事をもらえずに、あれっ、どうしてなんだろうと思っておりましたが、どうしても出ないということで情報公開をいたしました。

1枚目は、こんな通知、決まりましたという通知だったんで、何気なく見ていたんですが、2枚目に恐るべき、そこに書いてます通知が入っていました。公文書が存在しません。A小学校、B小学校については全て破棄しており、C小学校については6月分のみ廃棄しているためということで、もうびっくりしたとともに、怒りを感じました。

それは、先ほど言いましたQ&A、今年の1月17日の文書、それから昨年度、先ほど述べました文書には、公文書なんだからきちんと取っときなさいよということで、普通3年、2年ないし3年の保存期間があったんですが、それがなされていませんでした。したがって、教育長にお伺いいたします。

このタイムレコーダーが破棄されたことについて、いつ、誰が、どのようにしたのか、そしてこれを破棄するようなルールがあったのか、取扱いについてどんなものがあったのかお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（中野 義信君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 学校教育課、瀧内でございます。

議員のほうから御指摘の、タイムカードの保存年限の件かと思えますけれども、今回、議員のほうから資料提供の要請がございまして、学校のほうとも相談をし、最終的には情報公開制度のほうでタイムカードのコピーについて御提示をさせていただいたところでございます。

調査の結果、幾つかの、ここに御指摘のように、幾つかの学校について、実際に存在しないところがございました。タイムカードの公文書性、それから保存年限、これについては非常に微妙なところがございまして、1年未満の保存年限という規定もございまして。したがって、タイムカードについて、きちんと学校のほうで、校長の責任を持って超勤のほうに付け上げ、そし

て教育センターのほうで取りまとめをしておりますが、その後、タイムカードについて廃棄したのであればですね、それについては問題ないだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（中野 義信君） 竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今、資料のCの下で、問18で言いましたですね。僕は3月議会
のときに、この記録は命の記録ですよって、そういうことも言いました。その後、3月議会が終
わった後に、もう廃棄したということになってるわけです。

問18に、「在校等時間」の計測結果は、基本的には行政文書に該当するものと考えられるか
ら、その行政文書の保存年限については各地方公共団体の公文書管理に関する条例等において規
定されているものと考えられますが、当該計測結果は公務災害が生じた場合等において重要な記
録となることから、一定期間の保存が必要ということで、地方公務員災害補償法の第63条では、
「補償を受ける権利は、これを行行使することができる時から2年間、そして障害補償及び遺族補
償については、5年間」ということで、これ、保存しないといけないと書いてあるじゃないです
か。それがなぜ問題ないのか、市長にお伺いいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 公文書の保存の在り方は、今、国会でも大いに問題になっているところ
であります。御指摘については、ちょっと、今初めてお聞きいたしましたので、またちょっと内
部でも検討させていただきたいと、こう思います。

○議長（中野 義信君） 竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） その検討が、この文書に沿って検討していただくということによ
ろしいですか。さっき言ったように、課長が問題ないという――検討されるのは、それは検討
に値しないと思いますが。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 課長の答弁も、そして竹永議員の御指摘も踏まえて、検討させていた
だきたいと思えます。

○議長（中野 義信君） 竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） では、最後の3番に行きます。小石原川ダムに係わる予算につい
ての執行状況とこれからの取組、広報活動についてお伺いいたします。簡単にお願ひいたします。

現状を言っていただければいいです。もう、支払いが生じたんですか。コロナの危機的状況で
すから、何とか延ばしてくださいとか要望されたのか、お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） もう時間になっておりますので、一応、これで質疑は終わりたいという
ふうに思っております。（「もう十分ぐらい延長してもいいじゃないですか」と呼ぶ者あり）い
や、もう、一応時間になりましたからね。

これで、4番、竹永議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩といたします。1時30分より再開します。

午後0時21分休憩

午後1時29分再開

○議長（中野 義信君） それでは、時間になりましたので再開します。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

それでは、13番、佐藤裕宣議員の発言を許します。13番、佐藤裕宣議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 13番、佐藤裕宣です。通告書に従って一般質問をさせていただきます。

まず、今回のコロナウイルス感染拡大によって、様々な形で被害に遭われておられる市民の皆様にお見舞いを申し上げます。また、感染症対策に頑張っておられる職員の皆様に、心から感謝を申し上げます。

それから、午前中、組坂議員に、質問の冒頭で激励をいただきました。初日の本会議にて、副議長に選任をいただきました。若輩者ではありますが、さらに市民の皆様に信頼していただける議会の実現に向けて寄与できますよう努力、精進してまいります。よろしく願いをいたします。

今回の私の質問は、新型コロナ感染症関連についてのみの質問でございます。さきに質問された議員と質問の内容が重複するかと思いますが、その点については御容赦願います。そして、これまでのうきは市の対応、対策について、多少批判的な文言もあるかと思いますが、この質問の趣旨は批判ではありません。

4月20日の協議のときにも発言させていただきましたが、この問題に関しては、感染防止とともに、市民の皆様の精神的、経済的苦境を少しでも緩和するために、行政と議会が対峙するのではなく、一致協力して対応していかなければならないと考えています。その中で、これまでの対応を振り返って瑕疵はなかったか、不十分な点はなかったか、うまくいかなかったことがあればその原因は何なのか、十分検証し、反省点や課題を明らかにし、緊急事態宣言は解除されたものの、終息の見えないこの問題の今後の対応、対策に活かしていかなければならない。そういった趣旨での質問であることを御理解いただきたいと思います。

それでは、まず1点目の質問に入ります。4月24日にうきは市独自の施策、中小企業・小規模事業者への緊急支援金1億円を柱とする、総額1億2,410万円の新型コロナウイルス感染症に伴う緊急対策支援策、専決補正予算の概要が議会に示されました。そして、翌日の朝刊に掲載をされました。

振り返ってみますと、私は3月初旬、ある飲食業者の方から、「2月は60件のキャンセルがありました。今月までは家賃も給料も今までの蓄えで賄えますが、4月までこの状態だと、店を閉めることも考えなければなりません」私は、国の緊急経済支援等の活用を勧めましたが、「なるべく借金はしたくない。あしたのお金に困っている。市として何か対応してもらえないか」そういった相談を受けておりました。3月議会中になります、商工業者の状況を商工会に出向いて聞いたところ、まずはアンケートを取りたいと思いますという返答で、まだ状況はつかめていないという印象でございました。

そして、大牟田市、大川市、大刀洗町などの近隣市町村の独自支援策が朝刊に掲載された4月23日には、これは別の方ですが、新聞を持って、「これ見たの」と。「うきは市は何しよとの、あんだん議員は何しよとの」と、私のところに来られた方もおられました。4月20日の意見交換会のときに、市長から、「市民の皆様からお叱りを受けております」との御発言がありました。お叱りを受けているのなら、なぜもっと早めの対応ができなかったのか。また、5月14日の協議では、給付金の申請について、「慣れないもので申請者の方に誤解を招いてしまった面もある」と、受付時の混乱を表すような支援センター室長の御発言もありました。

要するに、唐突にまとめられた支援策だったので、受付の準備が十分に整っていなかったのではないかという印象も受けましたが、第1回目の緊急支援策がまとめられた経緯について、それから他市町村と競争するものではないと市長がおっしゃることも分かりますが、緊急支援策なので、早いにこしたことはない。他市町村と比べて対応が決して早いとは言えなかった理由についても伺いをいたします。併せて、以上2点を踏まえた今後の課題についても伺いをいたします。4番議員の答弁と重なる部分があるかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

次に、2点目の、今後の地域経済対策について伺います。

緊急事態宣言が解除されたものの、北九州市では、昨日は3件だったと思いますが、第2波ともいえる感染拡大の状況にあり、終息の見通しは依然として暗く厳しいものと認識をいたしております。いろんな面で自粛の傾向は続くと思いますが、そんな中、やはり心配されるのが地域経済の落ち込みでございます。特に飲食業、宿泊、観光業等の事業者は、今は何とかしのいでいるけれども、経営困難に陥り廃業、倒産に追い込まれるところも出てくるのではないかと、そんな懸念を抱いております。

せっかく市内で事業を展開して頑張っておられる事業者の皆さんが、経営を諦めなければならぬ。そんな状況に、やはり今後、市として、もっと手を差し伸べることはできないのでしょうか。こうした飲食業や宿泊、観光業者に対するうきは市独自の新たな支援策は考えておられないのか。さらには、うきは市全体の経済回復に今後どう対処していくのか、市長の見解を伺います。

続きまして、3点目、今後の市の行事。通告書には各種行事とありますが、特に保育園、小・

中学校の秋の恒例行事、運動会についてお伺いをいたします。

一斉休校に伴う学業の遅れをどこかでカバーしなければならない。午前中に教育長の答弁されました、夏休みの短縮といった措置になるかとも思いますが、そんな中、9月、10月に開催予定の運動会をどうされるかという質問でございます。運動会は当日だけというわけにはいかず、事前の練習であるとか準備が必要でございます。今後の感染拡大の状況を踏まえてということになるかもしれませんが、現時点でどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

最後に、新型コロナ感染対策における組織体制について伺います。

現在、従来の水資源対策室を、新型コロナ関連支援センターとして対応しているところですが、今後もこの体制を維持していくのかという質問でございます。私は、今回の新型コロナ感染症は、ワクチンの開発がなされない限り、一応の終息は見られないのではないかと考えています。ということは、今年度はもちろん、下手をすると来年度まで続くということも想定しておかなければなりません。

コロナ禍が続くということであれば、当然、支援センターも存続するということでありましょうが、そうなった場合、水資源対策室の本来の業務である上水道問題はどうなるのか。コロナ関連の対策はもちろん重要ですが、小石原川ダムが供用開始になり、水利権に関わる予算も計上されている現在、上水道問題に対する市民への説明というのは、できるだけ早期に行うべきと考えます。水資源対策室が支援センターを兼務することによって、上水道問題が大きく出遅れることになりはしないかと危惧しているところでございます。

以上のことを踏まえ、今後の組織体制の在り方について、市長の見解をお伺いいたします。

以上、4点について答弁をお願いいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、新型コロナ感染症対策について、大きく4点の御質問をいただきました。

1点目が、独自支援策が専決処分になった経緯と、今後の課題についての御質問であります。中小企業・小規模事業者への緊急支援金を含む、第1次独自支援策を専決処分に対応させていただいた経緯等につきましては、先ほど、竹永議員の御質問にお答えしたとおりになりますので、答弁は控えさせていただきたいと思っております。

確かに、議員から御意見をいただきましたように、うきは市の支援策の公表が遅れ、事業者等の皆様には大変御心配をおかけしたことは事実であり、大変申し訳なく思っているところであります。しかしながら、竹永議員への答弁にありましたように、商工振興の中心的役割を担っておられる商工会等の皆さんの声にしっかり耳を傾けることによって、よりニーズに沿った支援策になったのではないかと、このように考えております。

緊急支援金の手続には、少々御不便をおかけしておりますが、いち早く商工会と連携した「ワンストップ相談窓口」を設置したことにより、国や県の持続化給付金の手続が比較的簡素に対応できたり、無利子・無担保の融資に直結することなどで、事業者の皆さんからは一定の評価も頂戴しているところであります。今後につきましては、議員の御意見を踏まえまして、国・県が行う経済対策等を注視しながら、可能な限り迅速な対応に努め、しっかり、議員の皆様とも議論をさせていただくよう心がけてまいります。

2点目が、今後も感染症対策は必要であり、特に飲食業・宿泊業・観光業への影響をどう考えるのか。今後の地域経済回復に関する対応について御質問をいただきました。国は、新型コロナウイルス感染症の急速な感染状況を踏まえ、4月7日に、福岡県を含む7都府県に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発令しました。

福岡県はこの宣言に基づき、「外出や移動の制限」「民間事業者や施設の休業要請」「学校の休業」などを、緊急事態措置を行いました。この宣言と措置によって、市民の日常生活は大きく変化し、イベントの中止や延期、観光客等の市外からの来訪者が減少し、市内の飲食業・宿泊業・観光業を中心に、個人事業者や中小企業者は収入が大幅に減少するなどの影響を受けました。中には従業員の給与、家賃などの固定経費の支払いに窮状する事態となった事業者もあります。

このため、速やかな対応を図る必要から、4月15日、市役所内にワンストップ窓口として、「新型コロナ関連支援センター」を設置いたしました。センターでは、国の特別定額給付金の支払いの準備に着手するとともに、1点目の質疑でも答弁させていただきましたが、うきは市独自の効果的な支援を行うために、事業者の実情を的確に把握しているうきは市商工会等と協議を重ね、うきは市商工会と連携して、事業者の経営相談や金融相談をはじめ、国・県の支援制度の申請手続サポート、セーフティネット保証4号の申請相談体制を構築し、事業者の支援に取り組んだところであります。

うきは市独自の支援策としては、売上げが減少した中小企業者や小規模事業者に対する緊急支援金10万円の給付、テークアウトやデリバリーに取り組む団体への支援、商工会青年部のうきは飲食店・宿泊応援チケット事業への支援等に取り組んでおります。引き続き、感染防止対策には全力で対処していくとともに、第2弾の市独自の支援策として、本定例会に補正予算（第3号）を提案させていただいております。

主な支援策としては、国が第2次支援として予定している家賃支援のうち、事業者が負担する家賃に対する支援や、新たな取組にチャレンジする中小企業・小規模事業者を対象に、国・県が支援する補助金に上乘せする、持続化・経営革新事業支援補助金。プレミアム付商品券の発行額増額と、プレミアム率アップ措置。まちづくりの視点から、地元製品のネット販売活用を企画実施する事業等への補助金。ドライブスルー方式PCR検査導入支援等を予定をしております。

今後は、新型コロナウイルス感染症防止対策とバランスを取りながら、感染症の拡大、終息状況や経済の先行きを注視しつつ、段階的に社会経済の活動のレベルを上げながら、うきは市商工会をはじめ、各種団体、近隣自治体と連携して対応策を講じてまいります。

3点目が、今後開催する各種行事等の進め方についての御質問であります。通告にありました中学校の体育祭については、5月24日に予定をしておりましたが、現時点では9月13日に延期をいたしております。また、小学校の運動会については、9月27日に予定をしております。今後の進め方としましては、新型コロナウイルス感染の拡大状況を見ながら、練習期間の確保や教育的な配慮も考慮しつつ、開催の有無等を小・中学校とともに7月末までには決定したいと、このように考えております。

市民運動会につきましては、毎年8月に実行委員会を開催し、競技内容の検討を行っておりますが、今年度は新たに6月23日に実行委員会の企画部会を開催し、開催の有無を含め、開催する場合の感染症対策や協議種目について協議をいただく予定であります。参加する皆様が密集しない競技の在り方や、身体の接触を避ける競技内容への変更など多くの課題がありますが、実行委員会の御意見を伺いながら検討を進めていきたいと考えております。

そのほかの行事につきましても、新型コロナウイルスの感染防止対策を前提として、関係者の御意見も賜りながら、開催の有無、開催の在り方を検討していくことになると考えております。

4点目が、今後の組織体制についての御質問であります。基本的には、「うきは市新型インフルエンザ等対策行動計画」と、「うきは市業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）」に基づいて対応することになります。社会的影響の大きな感染症が発生した場合には、国家的な危機管理としての対応が必要です。

そのため、国は、病原性が高い新型インフルエンザや、同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、平成24年5月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を定めております。この特別措置法に基づき、全ての市町村は、都道府県の行動計画に基づいた上で、当該市町村の区域に係る行動計画を策定することになっております。それが「うきは市新型インフルエンザ等対策行動計画」になっております。当該行動計画に基づき、感染拡大防止策などの応急対策を、緊急かつ着実に実施してまいります。

また、市は、市民にとって最も身近な基礎自治体であり、市民生活に必要な行政サービスを継続して提供する必要があります。新たに発生する業務と通常業務を、継続業務、縮小業務、休止業務に分類して、優先業務を継続的に実施することが必要になります。優先業務を事前に定め、滞りなく業務を遂行することを目的に作成しているものが、「うきは市業務継続計画」になります。

今回の新型コロナウイルスへの対応は、地震等の突発災害とは異なり、情報を収集しながら、適宜、対応策を決定していくことが必要です。また、先行きが不透明で、その影響が広範囲に及ぶことから、組織横断的な対応が必要とされます。緊急事態宣言は解除されておりますが、「うきは市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の設置を継続して、迅速な意思決定を行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 今の御答弁を聞かせていただいた上で、再質問をさせていただきます。

初日の竹永議員の議案質疑、それから今朝の竹永議員の質問の答弁を聞いておりましたけれども、確かに、遅れた理由というかですね、国や県の施策の動向を見ながらということですね、時系列に見てもやむを得ない部分はあったかと思えます。そのことは私も理解をしなければならぬというふうに思っております。

ただ、先ほどアンケートの話が出ましたけども——商工会のですね、アンケートの状況を確認、見極めている間にもですね、やはりあしたのお金に困っておられた市民の方、それからうきは市としての支援を求めておられた方はですね、相当数おられたのではないのでしょうか。果たして、そういった方々に対して寄り添ったといえる対応であったのか。市民の痛みを自分の痛みとして捉えることができていたのか。感染拡大が連日テレビ、新聞等で報道される中でですね、やはり、市民の皆さんは不安でいっぱいだったというふうに想像をしております。

そんな中、経済支援以外にもですね、先ほど防災無線の話が出ましたが、もう少し早い段階で、市長が市民に直接呼びかけ、安心感を与える何かを発信するなどの対応ができなかったものか。要するに、今回のコロナ禍において、うきは市一丸となってこの難局を乗り切っていきましょうという、市長としてのリーダーシップが発揮されていたかということでございます。

私自身も、市議会議員として自分を省みているところでございますが、行政のトップとして、そのところをもう一度考えていただき、今後の支援に生かしていただきたいと思っております。このことについて、市長の思われるところをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 午前中の組坂議員の質問にもお答えさせていただきましたが、4月7日に「緊急事態宣言」が発出されるわけでありましたが、その当日から、福岡県市長会を通じまして、基本的に、この問題は国・県の責任で行う問題であるという市長会の共通認識の下に、いろんな要望をまとめて県知事に出そうということで、4月7日当日から、その週の金曜日、4月10日までいろんな要望を検討しながら県に上げたところであります。

結果として、翌週の4月15日に、市長会会長から小川知事に対して要望書が出されます。そ

の間、うきは市におきましては、ちょうど要望を取りまとめた4月10日金曜日に、商工会との意見交換の場を持ちまして、しっかり協議をさせていただいて、商工会としても独自に会員の意見を集約しようということで、4月11日から4月23日、アンケート調査を実施することになります。

そういうさなかにおきまして、4月14日、高島市長というか、福岡市長が独自の支援策を発表して、その後、飯塚市、古賀市、次々に支援策が発表されるという状況になりました。そんな中、その週の一番金曜日の終わり、4月17日に、我々が待っていた福岡県の独自支援策が発表になりましたので、その翌週、アンケート結果をまたず、中間段階でも議論を深めようということで、4月21日の火曜日、あるいは4月24日の金曜日に、精力的に、うきは市商工会をはじめ、いろんな団体と協議をしながら、24日に14名の議員の皆さんと意見交換を経て、第1次支援策を公表したというのが大きな粗筋であります。

いろいろ、御指摘はしっかり真摯に受け止めさせていただきますし、また、その間、市民の皆さんにもしっかり、トップとして発信すべきではないかという御意見もいただきました。今まで4回、市民の皆さんには、私から直接、内容的には4回、累計的には六、七回になるかと思いますが、直接、防災無線で、私からお呼びかけをさせていただきましたが、もっとやるべきではなかったかという御指摘については、また真摯に受け止めさせていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 今、市長からですね、そういう対応については真摯に受け止めたいという答弁がございましたので、この件についてはこれで終わりにしたいと思います。よろしく願いをいたします。

それから、今後の経済対策についての再質問でございます。6月補正では、ただいまの市長答弁にもありましたように、中小企業・小規模事業者への支援としては、特別家賃支援給付金3,200万円、持続化・経営革新事業支援補助金750万円などが計上されているようです。

持続化支援補助金のほうは、5月30日の西日本新聞では、新規事業に取り組む事業者が対象ということでした。新規事業に取り組むというところがいまいち分からなかったもので、企画財政課に尋ねたところ、ホームページを新たに開設したり、企業やお店のブランド力向上の取組、あるいはデリバリー、テークアウトなどを始めた事業者とのことでした。それはそれで反対をするものではありません。

ただ、私の知っている焼き鳥屋さんがありますが、デリバリー、テークアウトはやっておりません。やっておりませんが、市長がまだこの町を離れられていた30年以上前から、この町で商売を続けてこられて、税金も遅滞なく納めてきておられます。緊急事態宣言が発令された4月には、速やかにお店を閉められ、家賃だけは支払われているそうです。

そういった飲食業者の方はほかにもたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。スナックなど、お酒のみを提供されている事業者の方ももしかりです。そういう方を、デリバリーをやっていないという理由だけで切り捨ててよいのでしょうか。誰ひとり残さない社会の実現と市長はおっしゃいますが、そのお言葉と合致していないような気がいたします。

また、家賃給付金にしても、国の3分の2に対して、残りの3分の1を最大6か月給付するというものです。借家でない方、すなわち自前のお店で営業されている方については、要件にかなわないということになるのでしょうか、緊急事態宣言中に営業自粛をされていたのは一緒ですし、しばらくは続くであろう自粛ムードによって経営が苦しいのも一緒だと思います。もしかすると、お店を借りて営業されていた方が、苦勞の末に自前のお店を最近手に入れたとの事例もあるかもしれません。

要するに、これらの施策は、国や県の施策に上乘せした施策であり、国や県の要件にかなった事業者のみが恩恵を受けるのではないかと、不公平感が否めません。うきは市独自の施策ですから、国の要件にかなった人に上乘せするのではなく、むしろかなわなかった人に対して支援するというのも考えるべきではないのでしょうか。そういった意味においては、6月補正のコロナ感染症対策費については疑問が残ります。どういった考え、基準に基づいてこれらの予算を計上されたのか、お伺いをいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、重ねての答弁になりますが、国の2次補正策、第2次支援策は、今日、国会に予算案が提出され、国会の審議が今日から始まるというふうに聞いております。その中では、雇用調整助成金の拡充であったり、あるいは独り親世帯への給付であったり、あるいは学生、大学生の支援であったり、幅広い支援策となっております。

その中に、家賃支援給付金というのがあります。基本的には、月当たり、中小企業が50万円。そして個人事業主が25万円の範囲内で、3分の2を6か月補填するというものであります。うきは市におきましては、過去から国・県の支援策の補完をする、ぜひともダブらないようにというか、しっかり見極めて、補完支援策を求めたいというのが大きな基本方針でありました。

第2次支援策に当たっては、商工会や観光みらいづくり公社、あるいは社協とかもお話を伺うわけでありましてけれども、やはり一番強かったのが、この固定経費の支援でございます。固定経費の内訳を聞くと、やはり家賃と人件費ということに集約するわけでありまして。人件費については、もう既に、国の情報から、かなり手厚い雇用調整助成金を拡充する。ほとんど100%に近い、当時、8,330円を1万5,000円に引き上げる話とか、あるいは企業を通さずに直接ですね、支払うという情報が入ってましたので、そちらは国に任せて、じゃあもう一つの、家賃助成が3分の2でとどまるという話でしたので、そこを上乘せする形でやっつけよう、こうい

う議論の中で第2次支援策に盛り込みまして、今定例会で予算案として上げさせていただいてるところであります。

○議長（中野 義信君） 佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 市長の今おっしゃられたことも分かりますけど、私が言いたいのは、その国の施策に上乘せするという事は、国の施策にかなった人しか恩恵を受けないということで、今言ったような、苦しいのは一緒ですけども、自前のお店を持ってらっしゃる方というのはこれには該当しないわけですよ。

それから、先ほどのデリバリーの件なんですけども、それも該当しない。国から補助金がもらえる。で、その方は市からももらえる。で、国の要件に合致していない人は、市からも合致していないというのは、私は、そこら辺はもうちょっと考えていくべきではないかと思っておりますけども、今後もそういった、国の要件に合致していた人のみ支援するという形になるのかということ、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市の独自支援策として、4月24日に専決処分をさせていただきました、中小企業・小規模事業者への緊急支援金を出させていただきました。このときも、どちらかというと、ほかの市町村あるいは国の意向で、いわゆる休業要請がなされていたところだけに充てようというような話がありましたが、そのときは、まさにそこだけじゃなくて、もっと苦しんでる方がいらっしゃいますので、非常にハードルを下げまして、要するに収入減少ベース、うきはが一番ハードルが低かったと思うんですが、20%以上減少した事業者はですね、一律的に支給するという方式もやらせていただきました。

そういうところは、第1次施策から偏った施策じゃなくて、多くの皆さんの声を聞いて、そういう人たちが救われるような施策をやってきていた中に、第2次におきましては、長期化する中でですね、一番、やはり声が大きかったのが、固定的な経費。これを何とかしてほしいと、こういう声がありましたので、このような判断をさせていただいたところでもあります。

○議長（中野 義信君） 佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） この施策の中でですね、私も考えました。家賃ということだけであればですね、確かにそうだというふうにですね。ただ、この事業者——すみません、こっちですね。もう一つの、私がさっき言いました、新規の新しい事業の取組をしているところに対する支援金ということですね。これがひつついてきてるんですね、どうも、国の施策に乗っかるだけの、うがった見方をすればですね、国や県の施策に上乘せするというのはですね、新たに対象者を選別しなくてもいいから、行政としてもそのほうが楽だと。そういうふうなですね、考えも浮かんでくるわけですよ。もしそうだとしたらですね、本当に市民の皆さんのことを考えて

の対応ではないのかなというふうな気もいたします。この件については、また御検討いただきたいと思います。

それから、今回のコロナ禍、国や県の支援策をネット等で調べて、複数の支援金を受け取られている事業者の方もいればですね、そういったことに疎く、あるいは手続が分からずにですね、申請していらっしやらない事業者もおられるように思います。表現は適当でないかもしれませんが、これはコロナで被害に遭われ、同じように苦境にあえいでおられる事業者の方の中にもですね、弱者と強者がいるのではないかと、そんな気がいたします。

そこを自己責任として、行政が見過ごしてもいいのか。もっと幅広く、国や県の支援策が行き渡るような手だてはないものか。そういったところに知恵を絞ってですね、周知を徹底させるのが地方自治体としての大きな役割ではないかと思いますが、このことも今後の課題として挙げられるのではないのでしょうか。この課題についてどう思われるか、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、最初の御指摘であります、何か我々が、安直に国・県の事業に上乘せをして楽をしているんじゃないかというような御指摘であります、決してそんなことはなくて、例えば10万円の支給、売上げの減少が2割以上減少した人に対して、一律的に10万円支援したときも、セーフティネット保証4号とひもつきにしました。

つまり、私が申し上げたいのは、非常に国の支援、県の支援は手厚いものがあります。これをどう市内の事業者の皆さんにきちっとその情報を届けるか、あるいはそちらに誘導するというのが、私たちの大きな責務というふうに当初から考えておりましたので、今、商工会と連携をしながら、例えばそういう、国・県の補助メニューの紹介とか、あるいは手続面について、非常に記載等が面倒くさいというようなお話がありますが、それは我々が代筆するような形で、何とかいろいろ施策を取ってほしいと、こういう思いの中でセンターを立ち上げ、商工会も一緒に、この3階のプロジェクトチームに入っていて、連結して、今やらせていただいている中で、うまく国と県、そして市が融合するように持っていきたいと、こういう思いであります。

そういう中で、今回、定例会で上げてます、第2弾の支援策の補正予算の、例えば経済産業省の持続化補助金であったり、あるいは福岡県が進めます中小企業経営革新実行支援補助金は、議員がおっしゃるように、特定の人だけじゃなくて、うきは市内の全ての事業者に関係するものがあります。こういう施策を、しっかり皆さんにお知らせをして、できるだけ国・県の事業も取り込んで、効率的に、そして効果的に影響を少なくしていきましょと、こういう呼びかけの中で施策立案しているものを御理解いただきたいと、このように思います。

それから2点目は、まさにこの、国とか県の施策については、ホームページに上げさせていただいて、なかなか分かりづらいという御指摘なんかもいただいているんですが、個人の、市民の

皆さんに対するいろんな生活資金の支援とかそういうもの、あるいは市内の事業者の皆さんに対する支援策を分けてですね、丁寧に、我々も周知をしているところでありますので、今後、非常に第2波、第3波も心配されてるわけなんですけど、長期化を覚悟しなくてはならないんですけど、この社会経済活動の影響を少しでも少なくするためにですね、しっかりした、国・県の事業もミックスで、しっかり市民の皆さんにお知らせしていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（中野 義信君） 佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） ただ、市民の方に聞いたらですね、そういった格差があるような気がしたので、そこはやっぱり、今後ですね、しっかりと、今、市長がおっしゃられたように対応して行ってほしいというふうに思います。

それから、今回の中小企業・小規模事業者10万円の緊急支援金は、当初、1,000件の事業者に対して10万円、計1億円の補正金額というものでございました。見込みは1,000件ということでしたが、申請者は、午前中の組坂議員への答弁では515件というものでした。まだ期間はありますので、この先どこまで申請件数が伸びるか分かりませんが、この見込みと実際の申請件数の差というものに対して、どのように分析をされているかお尋ねをいたします。

それと、私が以前、どういった業種の方の申請が多かったかという質問をした際に、飲食業の方が20%という分析結果をお答えいただきました。考えたくはないですが、今後、第2波、第3波の感染拡大により、今回と同じようなことが起こった場合に、どういったところにどういった経済支援が必要であるかという分析はできていますでしょうか。

以上、2点をお尋ねをいたします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 吉松室長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 吉松水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 水資源対策、吉松でございます。

今、議員がおっしゃいました、中小企業・小規模事業者緊急支援金受付の状況でございますが、金曜日分まで含めましたところで、522件の申請になってきております。

やはり、申請をしていただきます方々につきましては、月締めで売上げ状況がどうかということとを1つの基準として判断の材料にしておりますので、そういったところで、月初めにですね、やはり増えてきているという状況はございます。しかしながら、今の時点で522件ということになってきておりますので、残りの1,000件から差し引きますと、480件程度の事業者さんについては、今のところ申請はないという状況でございます。

片や、先日のお話の際にお答えいたしました、飲食店、それから小売業の業態の方々に対する、

今現在、一番被害を被ってらっしゃる状況があるというお話をしておりました。ただ、やはりいろんな、例えば今現在増えてきておりますのがですね、建設業とか、それから製造業、そういった方々について増えてきているという状況はございます。実感としても、やはり増えてきているのではないかという実感がございます。

やはり、工事関係とか、それから資材が入らないとか、そういった部分、そういったところで、地域経済全体がやはり滞ってきているというような印象は受けてきておりますので、そういったところも含めてですね。それから、農林業関係も含めてですね、今後、影響が出てくる。特に果実などは、今後実ってくるものが多くございますので、そういったところにつきましては、広い視野で支援の目を向ける必要があるかと思えます。

最初の話に戻りますが、残り、その小規模事業の10万円の方々で480件、今のところまだお見えじゃないという方につきましては、いろんな考え方があろうかと思えますが、細かいところにつきましては、今のところ、まだ詳細な分析は行っておりません。申し訳ありません。

以上です。

○議長（中野 義信君） 佐藤議員。

○議員（13番 佐藤 裕宣君） 私が言いたかったのは、今回のですね、申請状況をしっかりと分析をして、状況を把握して、どういったところにどういった支援をするのかということを考えておくということも重要なことではないかなというふうに思いましたので、先ほどの質問とさせていただきます。

それからですね、最後に、質問の最初のほうで、やはり飲食業者の方から相談を受けたと言いましたが、その方がおっしゃっておられました。一生懸命頑張ってきて、そのかいあってお客さんにも愛されて、そんなお客さんのおかげでここまでやってこれましたと。自分の怠慢や失敗で店を閉めざるを得ないということであれば仕方ないですが、こんな形で閉めるのは悔しいですと。

先ほども述べましたが、市民の皆さんの痛みを自分の痛みとしてですね、市内にコロナ関連で倒産や廃業を余儀なくされた事業者が出たなら、それは行政のトップである自分の責任だ。そのくらいの強い責任感とですね、危機意識を持って、今後の地域経済への対応、対策を考えていただきたい。そのことを強く要望しておきます。

それから、評価と同時に、指摘もさせていただきます。先ほど、市長おっしゃられました、市の持続化給付金10万円の申請に行かれた事業者の方、何人かにですね、市職員の対応はどんなでしたかと尋ねると、とても親身になっていただいたと。10万円の申請が終わった後、国の給付金もあります。隣で商工会の方が相談を受け付けているので行ってみてくださいと。行ってみると、商工会の方も分かりやすく丁寧に対応してもらい、おかげで100万円振込がありましたと。そういう方が複数おられました。市民の皆様のために、職員も一生懸命頑張っていますと伝

えると、大変感謝をしておられました。市長には、ぜひコロナ関連支援ですね、頑張っていた
だっている職員の皆さんに、直接ねぎらいの言葉であるとか、感謝の言葉をかけていただきたい
というふうに思います。

ただ、指摘させていただく点についてはですね、そういった案内をされてなかった事業者の方
も、私が聞いた限りでは何人かいたということでございます。これは決してその職員の方が悪い
ということではなくてですね、やはり上層部の指導が徹底していなかったということだと思いま
す。そういったことも、今後の課題として、対応のほどよろしく願いをいたします。

それでは、3点目の、運動会についてお尋ねをいたします。もちろん、今後の感染の状況もあ
ろうかと思えます。ただ、私個人としては、やはり開催の方向で考えていただきたい。子供たち
にとって、運動会というのは、学校生活において最も思い出に残る行事であり、特に小学校6年
生や中学3年生、最上級生にとっては最後ということもあり、特別な思いもあるのではないかと
思いますし。

今後の感染状況次第ということは、先ほども申しましたけれども、私がここで言いたいのはで
すね、今、私、毎朝交通指導に立っているんですが、信号待ちの子供たちにですね、運動会につ
いて尋ねると、やってほしいという声が多数聞かれました。保護者の方にも何人か尋ねてみまし
たが、皆さん、やはり開催を望んでおられます。また、やるにしてもやらないにしても、早めに
決めてほしいという声もございました。そういった子供たちや保護者の意見を聞いてですね、そ
れをできるだけ優先していただきたいと思います。

まかり間違ってもですね、近隣自治体の動向を見ながらとか、近隣自治体に併せるというこ
とはなしにですね、なるべく子供たちありきで、うきは市独自の判断をしていただきたいと思っ
ております。この件について、よろしく願いをいたします。

それから、時間がないので、最後の組織体制についての質問でございます。これも、こ
の質問は当然といえば当然のことなので、先ほど、市長がおっしゃられたですね、答弁だけ確認
をさせていただいて、私の思いを述べさせていただきます。コロナ禍といえどもですね、やはり
うきは市にとって、目の前の課題である重要な課題、上水道問題であるとか、少子化、子ども・
子育てについてなどを置き去りにすべきではないということは言うまでもありません。

議会としても、うきは市にとっての重要な課題については、多少の意見の違いはあれども、全
員で話し合い、一致して執行部に政策提言を行っていく、市民にとっての最善策を求めていく。同
僚議員の皆さん、同じ考えだと思っております。コロナ対策と並行して大変なのは分かりますが、
執行部としてもそれに答えるべく、真剣に、緊張感をもって取り組んでいただきたい。そのため
の組織体制を万全にしなければならない。そうした思いからの質問でございました。よろしくお
願いをしておきます。

今回の一般質問、コロナ関連のみということで、さきに質問された議員への答弁を含め、現時点で聞きたいことは聞かせていただきました。時間は残しておりますが、終了とさせていただきます。ただ、コロナ禍はまだ続くと思われまます。冒頭申しましたとおり、今日の答弁を参考に、今後行われる全員協議会、あるいは対策会議等で行政、議会一体となって、市民の皆様にとっての最善策というものを協議できることを望んでおります。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（中野 義信君） これで13番、佐藤裕宣議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） 次に、5番、岩淵和明議員の発言を許します。5番、岩淵和明議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 5番、岩淵和明です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。コロナ関係に関することなので、重複する点、いろいろあるかと思えますけれども、よろしく願い申し上げます。

まず1点目ですけれども、先ほど、市長がメッセージをしたのは4回とおっしゃったので、この質問のところは4回に訂正していただきたいというふうに、改めて。ちょっと確認ミスで、よろしく願いします。

それと、改めてコロナ関連のところ、この間いろいろあったと思えますけれども、政府が3月28日ですかね、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」というのを決めて、それをこの間、実施してきた、その内容に基づいてやってきたというふうに思っています。それを踏まえて、都道府県知事が具体的な措置、特別措置法に基づく要請や指示を出して、市区町村において検討の上、適切に判断するというのが趣旨だったというふうに思っています。

中身としては、この間もずっと言われている、感染防止のための3つの密を避ける取組を講ずるとともに、地域社会を維持するための施策として、行動の制限あるいは事業の継続を求めるなど、内容を公表して市民の協力をいただいたというふうに考えます。そこで、市長には、市民へのお願いというふうに先ほど言いましたけど、市の対応について4回のメッセージを発信しております。

まだ感染が継続中であることや、そもそもワクチンなどの有効な薬が開発承認されていない現段階でありますけれども、今回の新型コロナ禍の中で、どういったことが見えてきたのかというのはお尋ねしたいと思えます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、市民への感染防止対策の協力要請と対応について、新型コロナ禍の中で見えてきたものはあるかという御質問であります。市民の皆様には、外出自粛と感

染防止の御協力を繰り返しお願いしてまいりました。また、公共施設の休館やイベント等の中止・延期により、多大な御迷惑をおかけしてまいりました。事業者の皆様については、緊急事態宣言に伴う休業要請や自主的な休業協力により、経営にも大きな打撃を受けられ、大変な御心配をおかけしております。

そのような中で、市民の皆様、事業者の皆様には多大なる御協力をいただきまして、本市では、おかげさまでこれまで感染者が発生しておりません。改めて感謝を申し上げますとともに、本市の地域の力、市民の一体感の強さを再認識をしているところでございます。

また、今回の新型コロナウイルス感染症対策においては、「歴史は繰り返される」ということを強く考えさせられているところであります。議員も御承知かと思いますが、スペイン風邪とも呼ばれた新型インフルエンザの発生からおおよそ100年。人類とウイルスの戦いは、両者が存在する限りは永久に繰り返される、そう思わずにはおられません。そして、市長として、市民の皆さんの生命と健康を守り、感染拡大の防止を図りながら、市民生活や経済活動を守ることの重大さと、その責任の重さを改めて痛感をしているところでございます。

緊急事態宣言が解除されたとはいえ、私たちの生活から新型コロナウイルス感染症の脅威がなくなったわけではございません。再度、感染が拡大する可能性を想定し、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行する必要があります。そのための「行動変容の重要性」についても、市民の皆さんに理解していただき、実践していただくように努めてまいります。様々な場面で多大な影響を及ぼす新型コロナウイルス感染症であります。今後とも、市民の皆さんと一丸となってこの難局を乗り越えていかなければならないと、そのように強く思っているところであります。

○議長（中野 義信君） 岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 今、市長のほうから、100年前のスペイン風邪の件で。スペイン風邪は、1918年、大正7年ですかね、最初に、患者数は2,100万人。第2波が1919年、翌年、これで241万。3波が1920年、22万人。そういう意味では、致死率で多かったのが第2波で、5.29%の致死率だったというふうになっております。歴史的な経過だと思います。

そういう意味で、さっき言ったように、まだまだ私どもは、天然痘以外は対処できていないという実態があります。そういったものを踏まえて、これから考えていかなきゃいけないだろうと思っております。

私は、今、市長が申し上げたように、責任の重さを感じているというふうにおっしゃったこと及び長丁場になるというふうにおっしゃっている。そういう意味では、行動変容の実践が課題であろうと。どこまでやっていけるのかといったところが、市民が改めてそれに対処できるか、ど

う、自分たちの行動も含めて、あるいは予算上の問題も含めてですね、一体感ができるような施策となるのか、そこが——これはさっき、いろんな議員の議論の中で、国・県の流れの中で、そこを基本にしながらも、うきは市民という地域社会を形成している中身についてどうしていくかということが問われるのかなというふうに。

私がここで、コロナ禍について見えてきたものはありますかということ聞いたのは、その100年のスパンの中で、どう時代が変わってきたのかな、どういう時代なのかなという時代観を求めたかったというのが正直なところです。

ある新聞記事に、ボリス・ジョンソンという方、イギリスの首相ですね。日本の首相を言うといろいろ語弊があるから言いませんけど。彼が退院したときにメッセージを発信されております。イギリスは国民保険サービスという制度があって、いわゆる、昔、私たちが学校でも習ったかもしれないけど、ゆりかごから墓場という、こういう保険事業というのが脈々と続いてきた歴史ある国なんですね。

ただ、彼は、健康を維持するのは、免疫力を高めて軽症なうちに免疫細胞を獲得することだという最初のメッセージが発せられて、実は感染を大きくしてきたという経過。そして、個人が責任を負うというふうなことなただけけれども、退院した後、彼は、人は1人ではなくて、やっぱり連帯して事に当たる、そういう必要があるだろうということ、認識に立ったということなんですね。いわば、イギリスの歴史的なそんな価値を、命と向き合うことによって気づいたということなんだろうと思うんですね。

そこで、さっき市長がおっしゃったように、長丁場という意味合いも含めてですけれども、うきは市の市民の命と暮らしを守って、地域社会を維持していく責任があると思いますけれども、実際は、さっきいろんな議員の議論も聞きながら思ったんですけども、現在、自治体間の競い合いとなっているんですね。財政力の格差によって、そういったことが生まれている。背景というのはそういうことだろうと思う。その結果、何が起こるかということなんですね。

結局、手厚い保障を行える自治体には、また人が集まるんですね。そういう結果になると、何が生み出されるか。また密が生み出されるわけですね。結局は、施策の結果、その施策自体が無力化になるという、スパイラルな結果になってしまうという可能性があるということなんですね。東京も、データで、出席率で何パーセントとかって言っておりますけれども、そういったことがやっぱり起こることなんだろうと。

そういう意味では、この論議は抽象論議なので、あまり長く言いたいと思わないんですけど、私が1つだけ申し上げたいのは、緊急事態宣言の最後の末尾に、事業の継続を求められる事業者についてというメッセージがあるんですね。この後ろに、一番最後のほうに。

これは、もちろん官公庁関係、あるいは行政関係も含めて入ってますけれども、病院の看護師、

病院、それから社会福祉施設に働いてる方々、それから保育や育児のサービスをする方々、それから食料品を売ってる、事業をしている人たち、職業に従事してる。それを支える物流、運送サービス。いずれの方々も、全部じゃないんですけど、免許や専門職を持ってる方なんです。皆さん行政の職員の方も免許を持ってるところがあると思う。ですけど、低賃金であるという。それから、人手不足がずっと言われていると。そういった点に非常に特徴がある。そういう意味で言えば、私たちの行って、判断していることを改めて見直す必要があるのではないかと。

それは何かといいますと、保育や介護などのケア、要するに世話や管理をする行為を必要とする、それによって個人の尊厳が保たれているという実態だと思うんですね。ケアする側には、適切なコミュニケーションというか、そういった交流が求められている。要するに、人間の脆弱さを認めて、気遣いや聞き取りをして、誤ってあれば改めたりする、そういったケアの営みを通じて生まれる価値。その価値や態度を、改めて私たちは再評価しなければならないのではないかと。いうふうに思ったんですね。

さっき言いましたように、その事業の継続を求められて、緊急事態宣言だ、自粛しなさいって。でも、ここのところは自粛じゃないですよ。社会的インフラとして仕事してもらいます、くださいという話なんです。その人たちは低賃金なんです。そういったことが改めてクローズアップされたことがコロナ禍で見えた。

私自身が最初に直感したのはそのことなんです。2月28日、安倍総理が記者会見して、学校を臨時休校と言ったときに、慌てて私は、元議長のところにも電話しましたし、学童保育の人たちにも電話をしました。どうなるのかなということ。そういったことのあるときに、そういうふうに想像したんですね。そういう意味では、ぜひ、この機会です。100年に一度というか、そういうスパンで考えなきゃいけないんですけども、市長をはじめ皆さん、ここにいらっしゃる皆さんの力が必要なんです。ぜひ一度考えていただきたい。確かに日々忙しいと思うんですけど、そういったことを私は思ったので、私自身の感想で申し訳ないんですけど、市長、何かあったら。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回のコロナ禍で見えてきたもので、少し補足させていただきますと、御承知のように100年前のスペイン風邪でございますが、正式には1918年から1920年です。当時、我が国は全人口が5,500万の時代に、40万近い方がお亡くなりになられてるし、世界的には2,000万から4,000万、あるいは5,000万というデータも出てますけれども、本当に世界的な感染で、大変な感染症でありました。

で、100年前を、ずっといろんな文献を読むわけなんですけど、正直言って、100年後の今日と大して変わってないんですね。感染防止対策——うがいとか手洗い、あるいはマスクの着

用、人との距離を置く。ほとんど変わっていないという現実が見えてきております。

そして、今回の新型コロナウイルス、我が国に初めて感染者が出たのは今年の1月の中旬だったと思うんですが、そのとき、私も含めて多くの皆さんが、今日みたいな状況になるとは誰も想定していなかったと思います。これだけ医学が進歩して、早急に終息するであろうと、大半の方がそう思っていたのではないかなと、こう思っています。

そうすると、もう一つは、やはり、感染症を防止するためには、一方で経済活動が大きな影響を受ける。じゃあ、経済活動を開始するためにはまた感染症が拡大するという、この命と、まさに市民の命と暮らしを両立しなくちゃいけないという難しいかじ取りが、今回の大きなポイントではないかと、このように思います。

そしてまた、今、アフターコロナというか、コロナ後をいろんな方が議論をされておりますが、今回で見えてきたのは、当たり前だと思っていたことが当たり前ではない、つまり平凡な日常と、人と人のつながりがいかに重要かということも言われてます。それからまた、政府が提唱してます、新しい生活様式でございますが、それがどっちかということと東京をはじめ都市部の視点なんです。ある方は、うきはをはじめ、農村の暮らしそのものが新しい生活様式ではないかと、こういうことをおっしゃる方もいます。

つまり、都会の「3密」を避ける、そういう視点からいくと、農村地帯のですね、この住環境の——職と住のこの恵まれた環境が、大きくまた評価される時が来ているのではないかと。しかし、あまりやり過ぎて、うきはが「3密」状態になるのも困りますけれども、ただ傍観するだけでは、しっかり地方創生と合致するような話がありませんので、アフターコロナを見据えながら、うきは市の地方創生が今後どうあるべきかというのは、しっかりですね、考えていかななくてはいけないと、こういうことを考えている昨今であります。

○議長（中野 義信君） 岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） その考え方をベースにして、次の質問に移りたいと思います。

2点目が、国民健康保険事業の傷病手当給付対象拡大についてであります。6月5日、先週ですけれども、改めて議案第33号、第34号等で、質疑を踏まえた——ことを踏まえて質問させていただきたいと思います。国保の傷病手当制度をスタートした自治体で共通していることは、対象者を給与の支払いを受けている者に限るとしていること。それから、傷病手当の対象疾患を、新型コロナウイルス感染症に限定していることです。そこで以下の点について伺います。

1点目が、新型コロナウイルス感染症に限定していますが、特定感染症の法律があったと思いますけど、一類感染症、二類感染症、それから指定感染症、新型インフルエンザ等感染症についても、ワクチンがまだまだ開発されていない。感染防止の観点から、これらも対象として拡大するよう求めたいと思います。

それから2点目が、傷病手当金の対象者について、被用者に限定してありますが、個人事業主やフリーランスも対象とするように求めます。

以上。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、国民健康保険の被保険者に対する傷病手当金の給付対象拡大について、大きく2点の御質問をいただきました。2つとも関連がございますので、併せて答弁をさせていただきます。

国民健康保険における傷病手当金の制度につきましては、国民健康保険法第58条において、「保険者は条例の定めるところにより、傷病手当金の支給を行うことができる」とされているものの、保険財政上の課題から、支給している保険者はほとんどない状況でございます。

今回、国が新型コロナウイルス感染症について、国内の感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、国が特例的に、特別調整交付金により財政支援をする旨が示されたため、多くの保険者が傷病手当金を支給することができるようになったものと考えております。

御指摘のように、新型コロナウイルス感染症以外の感染症まで対象を広げる、または受け取ることができる対象者を自営業者やフリーランスの方まで広げるには、国の財政支援がなければ到底厳しい状況であることは、これまでほとんどの保険者が傷病手当金支給をしてこなかったことから明白であります。

国からの支援対象の原因となる感染症は、今回の新型コロナウイルス感染症のみですし、対象者も社会保険と同じ「被用者」に限られております。国からの財政支援がなければ、その分に見合う収入を別の方法で確保しなければならず、国民健康保険税の値上げなどで対応することにもつながります。今後、もし今回のような感染症の流行により、市民生活に多大な影響が出るような状況になったときに、国からの財政支援が示されれば、対象拡大は、当然、市としても検討すべきと考えております。

また、個人事業者やフリーランスに対する所得補償について、国は、「国民健康保険には様々な就業形態の方が加入しており、自営業者等は被用者と異なり、療養の際の収入減少の状況も多様であり、所得補償として妥当な支給額の算出が厳しいため、被用者に限ることにした」との見解を示しております。このような理由から、個人事業者やフリーランスの方の生活保障につきましては、国保の傷病手当金という形ではなく、国民健康保険税の減免制度や、中小企業・小規模事業者への緊急支援金などの、市の緊急支援対象事業などで支援を行っているところでございます。

○議長（中野 義信君） 岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） ということは、対象としない理由、2つともですね、国の支援が

ない。国の財政支援があれば、それから、金額についても、妥当な額が出せないということですね。

1つ伺いますけども、国民健康保険以外に、介護保険制度の中で社会保険があると思うんですね。協会けんぽ及び共済組合、それから組合保険といろいろあると思いますけど、それについては、傷病手当、どうなってますか。ありますよね、支給されてますよね。

じゃあ、同じ皆保険制度の中で、これが出せないということですけども、先ほど言った財政的支援がない。今回は10分の10ですね。じゃあ、3割負担で7割保障というか、通常の。そういったことで要望すれば、要望すればというか、そういったのでも、例えば、そういった運動ができて、そして保険審議会がオーケーと言えればできるということですか。それとも、10分の10じゃないとできないということですか。お尋ねします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的には、やはり財政状況が非常に厳しいゆえに、国の保障なしには取り組めない。これはうきは市だけではなくて、全ての保険者の共通の認識だと思います。そこを10分の10、あるいは10分の9、10分の8、10分の7ではどうかという話はですね、またちょっと、仮定の話でありますので、ここでちょっと答弁は控えさせていただきますが、要は十分な国からの支援なしにはやれないということを御理解いただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） そういう意味では、今、さっきの一番最初の話をしますよ。行動変容の話をします、改めて。時代がどんどん変わっていくわけですね。そういう意味で言うと、さっき言いましたように、最低でも感染症において有効な薬やワクチンが開発されていないものがありますよね。それも、さっき言いました、さっき答弁の中でおっしゃってたと思うんですけども、そのときになればということをおっしゃってましたよね。その時点になった時点で判断していきたいというようなことでしたよね。

ただ、今回の事態を見てるとですね、行政から流れている文書、例えば国民健康保険の傷病手当について発信されたのは4月なんですね、たしか、だったと思うんです。だから、既に1月から、最初に出た方もいらっしゃるわけですよ。

実は東京都は、これに対しての手当てについて出ているんですね。もう既にやってるんですね。だから、財政力によって違う。だから、さっきの話に戻ると、財政力によるものなのか。それもまた、違うんだらうと。さっき言いましたように、コロナ禍の中で見えてきたものは何なのかということなんです。そこにまた戻るんですね。そういう意味で、少なくともこのワクチン、有効な薬ができていない分については、やっぱりきちんと手当てしていくことが必要じゃないですか。

財政難とおっしゃいましたよね。今度のコロナのところ、予算幾らですか。94万

3,000円か、ですね。コロナの感染、想定されるのは10人ということでした。そういう意味では、今、うきは市がこれからどういうものをしていくのか。さっき、市長がおっしゃったけれども、うきは市が改めて、感染リスクの少ない地域として、テレワークというか、そういう事業とかいう受皿の地域にもなるかもしれない。

あるいは、ちょっと大きな制約があるわけでしょうけども、インバウンドに基づく観光事業というのも計画されていたわけですよ。それをV字回復して、事業として改めてやろうとしてらっしゃると思うんですね。そういった、交流人口も含めてですね、増やしていこうというときに、その受皿がないとどうするんですか。

さっき言ったように、病院の受皿だけの問題じゃなくて、そもそも制度として持っていないと、一々お伺い立てて、それが下りなければできないという地方自治体の在り方でいいのかどうかということが行動変容の中身じゃないんですか。

そういう意味で、既に、先ほど副議長の答弁の中で、感染症については法律があるんですね。そう、おっしゃってましたよね。で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律というのも、そこに附属してあるんですよ。東京都の条例というのは、そこに基づいてやってるんです。もちろん個人負担もありますよ、上限額。だから、どういう制度であるか、制度設計は別ですよ。一旦置いておいて、さっき3割、何割負担というのも含めてですけど。

どういう形であろうが、市民や国民、そこに住んでおられる方は、いろんな事業のリスクを——事業を展開しようとするリスクが高まるわけです。そこに対する保障の制度をつくっていくということが、今、求められているのではないだろうか。第2次、第3次のことも含めて。それがコロナに限定するという、あるいは傷病手当の対象について言えば、事業主、フリーランス、この多様な働き方の中で、なぜそれを限定するのか。雇用される側だけの対象とするのか。それも不自然じゃないですか。

実際に、この前の審議の中で、2,200人が雇用されている方で、だったかな。で、1,600人ほどの自営業者がいるわけですよ。その方々は何もないんですよ。その人がもし罹患したら、その商売してる人、誰が見るんですか。個人事業主だったら、その人が病気になったら、仕事は当然休みますよ。手続にも行けないでしょう。そんな事業者は、この地域の中で結構あると思いますよ。それが実態だと思う。どうですか。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、はしかとかおたふく風邪とか百日ぜき、あるいはインフルエンザについてはワクチンが開発されております。ちょっと、インフルエンザについては、なかなか効果が限定的という課題はありますけれども、一応、ワクチンがありますけれども、MERSとかSARSとか、いわゆるコロナウイルスから、で、今回の新型コロナ、まだワクチン

ができてない。これが一日も早くという話であります。

そんな中に、今議会に、この100万円弱の予算を計上させていただいておりますが、まず大前提として、本当に市民の皆さんの努力です、1人も感染者が出てない現実を踏まえて、そういう形で予算を計上させていただいておりますが、今後、本当に、全国的に第2波、第3波、100年前の悪夢、あっちゃならないんですが、何が起きるか分からない。そして、同じコロナの中でも、SARS、MERSのワクチンが開発されてない。そういうことを考えますとですね、やはり制度として、しっかりした国の保障がない限り、なかなか保険者として踏み込めない。こういう事情はぜひとも御理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（中野 義信君） 岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 今、うきは市で中小・小規模事業者への支援金、先ほど522というふうに、超える事業者が支援を求めているということでした。これは20%以上ということになるわけですが、個人事業主の方、一人親方も含めてあるんですね。一人親方というのは、結構、うきは市、建設業関係、大きいところと個人といろいろありますけど、結構いると思います。そういう人たちが、資本金というかな、資本の猶予がないというのが今回改めて見えてることだと思っております。

大企業は460兆円もの引き当て後の備蓄というか、あれがあるということですが、それでもトヨタの決算見込みも含めて、そういったのはあるわけですが、そういう意味では、営業を続けられないというのは、やっぱり致命的だろうというふうに思うんですね。それと、何よりも、やっぱりそういった感染症にかかったかなと思ったときに、かかれる手当が必要だと。制度として。これが傷病手当の目的なんですね。

で、そういう意味では、新型コロナがどういうふうに変異するかは分かりません。あるいはSARS、MERS、あるいはエボラも含めてですけど、さっき言ったように、うきは市がいろんな施策をする中で、いろんな方々が来るということを前提に考えれば、重篤化するリスクのある方を含めて、必要な、適切なタイミングで医療が受けられる体制を確保することを目指すべきではないかと。資金的裏づけはあると思いますけど、ぜひこのことはね、検討する材料として、改めて、今すぐやれということではないけど、考える必要があるのではないのでしょうかということです。そのことをちょっとお伝えしたいと思います。何かあれば、次の質問に移りたいと思うんですけど、いいですか。

その前に、もう一つ。忘れてた。1つ言い忘れてました。傷病手当、さっき市長の中でも言ったように、国民健康保険法の中で、財政的余裕があればできるということです。で、国保法の第58条で、実際は、今、うきは市では出産一時金と葬祭費を出してるわけですね。で、傷病手当についてどう書いてるかといいますと、「市町村及び組合は、前項の保険給付のほか、条例

又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができる」とされてる。だから、うきは市の条例の附則の中で、この間、ずっと書いてあるわけですね。そして、規則にのっとしてやっていると。で、出産一時金と葬祭費については出してる。しかし、この第2項の傷病手当金については出していない。

これは、実際、今、コロナ関連でどのくらいの、福岡県全体でね、今後、どのくらいの数字になるのか分かりませんが、それもまた、1つ検証しながらね。自治体に判断できる中身ですよということを、改めて申し上げておきたいというふうに思いますので、よろしく御検討のほど、お願いしたいと思います。

以上です。ありますか。ならいいんですけど。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ぜひ御理解いただきたいのは、感染症に対する今後の予測が全く見通せない中ですね、こういう答弁をさせていただいていることを、ぜひ御理解いただきたいと思います。

今回、新型コロナウイルス絡みで、福岡県市長会、あるいは九州市長会の動きがありますが、まだ、この個別具体にですね、傷病手当金についての要望は出されておきませんが、九州市長会の中では、全体的な財源補填については訴えをしてるんですけども、今後、その傷病手当金について、もし踏み込めるようなところがあればですね、しっかり、そういう団体を通じて話を上げていきたいなど、このように思っているところであります。

○議長（中野 義信君） 岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） ということでありますので、そう大きな額が予算計上されなくていいというふうに思っております。さっき言いましたように、コロナウイルスよりもSARSやMERsの件数のほうは低いと思います、明らかに。ということ念頭に置いて検討頂ければというふうに思います。

次の質問で、社会福祉施設の感染防止対策と支援についてお尋ねしたいというふうに思います。コロナウイルス感染症の対策を継続しながら検討する事項として、うきは市内の社会福祉施設での感染拡大防止策と受入れ態勢、運営について、それから現状と今後についてお尋ねをしたいと思います。

1点目が、学校の臨時休校及び緊急事態宣言が出された際、社会福祉事業は継続を求められたが、自粛要請と自宅養育・介護や利用を控える要請を行ったのか、どのように把握されているのかお尋ねをしたいと思います。

2点目が、介護施設の全国団体による調査では、経営への影響が出ていると公表されています。うきは市内における介護施設での影響についてどのように把握されているのかお伺いいたします。

それから、3点目が、感染防止用の備品や改築への支援、ガイドラインを基に感染防止教育の実施、職員への処遇の改善を図ること、危険手当のような制度を早期に検討し、感染リスクと不足する人員の手だてを早期に対策を行い支援する方策を求めたいと思いますが、所見を伺います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、社会福祉施設の感染防止対策と支援について、大きく3点の御質問を頂きました。

まず1点目が、社会福祉施設への要請、対応についての御質問であります。緊急事態宣言が出された際、介護サービス事業所については、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、事業の継続が要請されたところであります。したがって、市といたしましても、個別に事業の自粛要請や介護サービスの利用を控えるような要請は行っておりません。

なお、自主的に休業やサービスの縮小を行う事業所に対しては、4月24日に厚生労働省から出された「介護サービス事業所によるサービス継続について」により、留意点等が示されており、また、介護サービス事業所が休止する際、その事業者は、福岡県介護保険広域連合及び福岡県へ報告することになっております。

市内の介護サービス事業所で休止している事業者がないか確認したところ、5月末現在では該当はありませんでした。

また、市内の訪問介護事業所、通所介護事業所等では、発熱がある利用者のサービス自粛や、家族の面会制限など、新型コロナウイルス感染症対策に関する各種通知等に基づいた取組が行われていることを、各事業所への聞き取りにより確認をしております。

2つ目が、市内介護施設の経営への影響について、どのように把握をしているかという御質問であります。先ほど申し上げたとおり、5月末現在で、市内の介護サービス事業所で休止している事業所がないこと。新型コロナウイルス感染症対策に関する各種通知等に基づいた取組を行っている旨は確認しておりますけれども、それ以上の経営への影響については把握をしております。

なお、4月24日に出された厚生労働省からの通知「介護サービス事業所によるサービス継続について」には、事業所の事業継続策として、独立行政法人福祉医療機構における融資制度の活用や、雇用調整助成金の活用についても示されており、また、経済産業省からの持続化給付金や、福岡県持続化緊急支援金等、経済的な支援について様々な施策が行われ、その周知が図られているところでもあります。

3点目が、介護事業所職員等への支援についての御質問であります。感染防止用マスク及び

消毒液については、国や県の施策のほか、市においても介護施設への順次配布を行っております。市で備蓄していたものに加え、市に寄贈頂いたマスク・消毒液を活用し、支援を行っております。

感染防止につきましては、厚生労働省からその対策等が示されているところであり、社会福祉施設に対し、個別に感染防止教育等は実施しておりませんが、今後、必要な場合は、北筑後保健福祉環境事務所とも連携を取りながら実施をしてまいります。介護職員の処遇改善につきましては、国の令和2年度第2次補正予算では、緊急包括支援交付金の中で、介護施設などの職員に対して慰労金を支給する予算が盛り込まれているところでございます。

○議長（中野 義信君） 岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） ということは、自粛というのは、いわゆるガイドラインに載っている発熱や家族などの禁止だけということになりますけども、実際に、利用人数に影響があったかどうか、そこは、介護施設のところは分かりますか。

というのは、例えば保育園。認定された方が、今年度940人ぐらいいました。この間、4月11日で180人しか園に行かなかったと。4月21日時点では388人にまで戻ったと。その後の数字は、ちょっと報告ありませんので、ちょっと聞いておりませんが、そういった状況があった。学童保育については、合計で言いますね。公設民営と民営のところがありますので、合計で言うと、登録は395人あるんですね。もちろん、長期も含めて入れてますので。そのうち、4月13日時点では164人、4月28日時点では135人という数字を報告いただいています。コロナ感染対策のところを出されていた数字です、これ。

で、介護施設については全く何も報告がなかったもので、把握できていませんので、そういう意味で、利用の変動がどういうふうにあったのかということをお尋ねしたいと思います。（発言する者あり）そうですね。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長、福祉事務所長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。

保健課のほうで、4月から5月にかけて、市内の介護事業所、具体的に申し上げますと居宅サービスの事業所。訪問介護とか、通所介護。それから、地域密着サービスを行っている事業所。小規模多機能居宅介護支援の事業所とか、定期巡回、24時間対応の定期巡回の事業所。それから地域密着型の通所介護、認知症対応型通所介護。

そういったところ、全て電話でございませけれども、聞き取り調査をいたしまして、ほぼ全ての事業者ですね、利用者からの利用控えはないということで、先ほど市長の答弁にもありましたように、面会制限とかを行っておりますけれども、利用控え等は、ほぼ事業所はないということ

で、ほぼ通常どおりの運営を行っているという報告、聞き取りをいたしております。

○議長（中野 義信君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所でございます。

保育所の件でございますが、緊急事態宣言後の自宅での自粛要請等につきましては、資料で御報告させていただいたとおりでございます。その後も、保育所については毎日登園数を、市内、私立、公立保育所、報告をいただいておりますが、大きな変動はございません。要請期間、緊急事態宣言解除後は、通常どおりの利用人数になっております。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 全国的な調査というのは、全国介護事業者連盟というのがあって、この5月15日に第2次の発表が出されております。福岡県で107の事業者がここには入っておって、全体的に1,862事業者ということになると……。この中で特徴的なのが、コロナ禍で、コロナの感染症の影響を受けているというように回答したのが、2月3月の比較と2月4月の比較、2回やってるんですね。これで言うと、影響を受けていないというふうに言ったところが、最初の2月3月の比較では7%だった。2月4月の比較では6.6%に減ったと。それだけ、逆に言えば影響を受けている、あるいは可能性があるというふうに答えた方が9割を超える数字になっているということなんですね。

それから、じゃあどの程度下がったかといいますと、10%未満といったところが、最初のアンケートのときは56%ぐらいだったものが45%、4月の時点では45%に減ったと。しかし、20%未満だといったところが23%から29%に増えている。それから、40%未満というふうに答えられた方が、15%だったものが19%ぐらいまで上がってきているという状況です。

これからも、このところは出てくるだろうというふうに思ってます。何でかといえば、介護保険制度における介護報酬が、この間ずっと下がってきているということが非常に大きく影響しているということなんですね。一番最初の議論にまた戻りますけど、行動変容というのはそういうこと、要するに、今まで社会的なインフラとして大事にされなければいけないところに対しての、私たちの見方が違ってきているのではないかということが、ここの中には、私が指摘したいことであります。

3つほど、最後に確認しておきます。1つは、第8次の介護保険制度の改正の検討は、そういう意味では進んでいるのかどうか。今回のコロナ感染との関係も含めてですね、見直しの検討等をされているのかどうか。その辺を1つ、1点お尋ねしたいと思います。来年からが第8次になります。2021年からですね。

それで2つ目には、それぞれの施設が密を緩和するための措置、要するに増床というか、そう

いったことだとか、間仕切りを入れたり、あるいはフェースマスクとか、そういった備品関係が十分に対応されているのかどうか。介護施設も、保育施設も、どうやろうとしてるのか。ガイドラインのところも含めてですね、そういうふうに指導されてるわけですけども。どういうふうにしようとしてるのか。

それに対する、3つ目は、そういう支援を行政側が、うきは市が計画しているのかどうか。その辺のところを、ちょっと、3点ほどお尋ねします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただきましたが、今日から国会で審議が始まります第2次補正予算の中では、先ほど答弁させていただきましたように、20万円の慰労金であったり、あるいは福祉医療機構による無利子・無担保の融資の拡充。そしてさらに介護・障害者施設等が感染症対策を徹底し、サービス提供を再開し、継続的に提供するための費用に対する補助と、手厚く国のほうも補正予算に組まれています。こういうのもしっかり注視してやってまいりたいと思います。なお、来年からの次期計画については、担当の保健課長より答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 第8次の介護保険事業計画につきましては、議員おっしゃったとおり来年度からになりますけれども、うちの場合、福岡県介護保険広域連合のほうで計画自体は策定をされますので、各市町村と協議を行いながら準備を進めているところでございます。

それから、介護施設内の感染予防対策でございますけれども、入所者、それから通所者に対する予防対策等は、消毒、それから検温と、各事業者ともきちんとガイドラインで示されたとおり実施をしていただいているということは確認しておりますけれども、防護用品が十分行き渡っているか、確保できているかについては、今のところ、私のところでは把握はできておりませんので、今後、これからも介護事業所については、適宜、そういったところの確認をしていきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 最後に1つだけ言います。これは他人事じゃないということです。介護保険もそうですし、保育もそうですけども、自治体がこの間、ずっと民間に委託してきたという経過があるんですね。この歴史を、改めて見直していただきたいと。そこで、行政の側が何を考えて、どう施策を講ずるのかといったところが、判断が求められているということなんですね。今回のコロナのところであれば、そういったところに対する配慮を改めて構築する必要があるのではないかということを、最後に述べて終わりたいと思います。

以上で質問を終わります。すみません。

○議長（中野 義信君） これで5番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） ここで暫時休憩といたします。3時40分より再開します。

午後3時24分休憩

午後3時39分再開

○議長（中野 義信君） 再開します。

次に、7番、熊懷和明議員の発言を許します。7番、熊懷和明議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 7番、熊懷です。よろしく申し上げます。

市長選の前ですので、今回は次回につながるような質問をさせていただきます。

通告書に従い、4点について質問をさせていただきます。

コロナについては、数名の議員が質問をされていたので、簡単に質問させていただきます。

まず、1、新型コロナウイルス感染について伺います。

今は、新型コロナウイルスの影響で苦境が続く企業、飲食業、ホテルと温泉旅館など、たくさんの皆さんが困っております。国・県・市より、行き届かないにしても支援が行われております。今後もうきは市において、果樹農家辺りでは収穫期を迎えます。購買力が落ちることなどが心配だと皆さん言うておられます。市としての支援策など考えがあれば、（1）今後の新型コロナウイルス感染症への対応策について伺います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、新型コロナウイルス感染症対策について、今後の対応策について御質問をいただきました。これまで多くの議員から御質問をいただきましたので、答弁については重複を避け、控えさせていただきますと思います。

いずれにしましても、まだ気を緩めるわけにはいかないと考えております。北九州市では、4月30日から5月22日までの23日間、新たな感染者の発生はありませんでしたが、5月23日から昨日6月7日まで、16日連続で140人の陽性患者の発生が確認されております。北橋市長は、「いわゆる第2波の真っただ中にある」と、このように表現をされております。このことによって、一旦再開した公共施設等も臨時休館になり、イベントにつきましても、当面の間は中止または延期を継続することになっております。

これら北九州市の例は、決して対岸の火事ではありません。感染を常に警戒しないといけない状況は続きます。市民の皆様お一人お一人の意識と行動、そして地域の団結力がこれからも問われるのだと認識をしております。

感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着も図りながら、感染症防止対策を最優先としつつ、市民生活や社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、全力で取り組んでまいりたいと

考えております。

○議長（中野 義信君） 熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） いろいろ、二、三名の議員が言ったので、私はこの、今、大変厳しい生活、皆さんがされていると思います。そういう状況の中で、贈答品などの買い控えなどがあるのではないかと心配して、そのことをちょっと、まだ今後ですからね、どうなるか分かりませんが、そういうことをどういうふうにかけて、今おられるかなということ、ちょっとお尋ねします。

それともう一つは、さっき商工会の手助けをしてもらって100万もらってしてもらったということを知りましたが、私のほうとしては、この経産省の持続化給付金200万、個人事業主100万。これについては、申請事務がインターネット申請が原則で、パソコン操作や電子操作の不慣れなどで、高齢者はハードルが高いというようなことを聞いております。

だから、知った人が説明行ったら、ちゃんと教えてくれましたと。でも、なかなか難しいと。何といいますかJPEG、何かそういうようなカメラなんかでしないと、経産省のほうからやり直してくれという連絡が来て、またやり直したということも聞いております。だからこれ、普通のお年寄り、半分ぐらいは、もらえないような状況になるんじゃないかなというふうなことを聞いておりますからね。うきは市でも、相談・説明だけじゃなくて、このお手伝いを少し説明と一緒にしてもらったらどうかなという考えを持っておりますので、そのことについても市長にちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 大きく2点の御質問をいただいたんではないかと思っております。

1つが今後の対応、農林水産物に対する対応ではないかと思っております。何度も恐縮なんですけど、今日から国会審議が始まりました国の第2次補正予算の中には、農林水産業にかなり手厚い施策が盛り込まれております。

1つが、農林漁業者向けに経営継続補助金として200億円を盛り込んでおります。それからもう一つは、1次補正のときに上がっていた高収益作物次期作支援交付金、これの交付単価の大幅引上げもかなり盛り込んでおまして、今しっかり農林振興課のほうで、農業に携わる皆さんに、しっかり周知徹底をさせていただいているところであります。

2点目の、経済産業省の中小企業200万、個人事業主100万の持続化給付金については、吉松室長のほうから答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 吉松水資源対策室長。

○水資源対策室長（吉松 浩君） 持続化給付金のことについては、私のほうから若干説明させていただきます。

御存じのとおり、持続化給付金につきましては、国への直接の申請ということになってまいります。それを代行ということはちょっとできないんですが、申請のお手伝いということで、今、お隣の大会議室のほうで、商工会においでいただいてお受けしております。ある程度、申請の環境が整っていらっしゃる方については、代行という形で、そこで申請のお手伝いはできようかと思っておりますので、いずれにしても詳細の部分はお問合せいただければと思っております。

並行しまして、農業者の方とかにつきましては、主に、農協のほうでもまた別に申請のお手伝いをさせていただいておりますので、併せて御相談いただければと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） 熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 何でお聞きしたかといいますと、長崎のJAは、こういうのが、お年寄りが難しいということで、県内7か所のJAで、お手伝い、事務手伝いをするように決めましたということをニュースで知りましたから、ちょっと市にお願いしようと思ってお聞きしたところでございます。

農業者、果樹農家などの販売が悪いようなとき、手厚く手当てするということは、前から聞いておりますけど、意外と、果樹農家の人は個人じゃないですか。その個人農家でもそういうことが——部会とか入っているでしょう。そういう入ってない個人の方まで、ちょっと考えていただきたいなということで先に質問させていただきましたので、そのことをちょっと考えていただきたいと思っております。

そして、あと、次に行きます。

（発言する者あり）もう。答えてくるれんなら。（発言する者あり）はい。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど国の施策ばかり申し上げましたが、今定例会の中でもコロナに負けないまちづくり支援事業ということで、地元産品のネット販売活用支援なんかも、今後もし長期化したときに、対面販売が厳しいときに、しっかりネットで販売しようという取組も進めさせていただいております。

それから、国の施策についての、この経営継続補助金あるいは高収益作物次期作支援交付金、なかなか組織に入らないと分からないんじゃないかという御指摘でございますので、農林振興課長のほうから、ちょっと答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 石井農林振興課長。

○農林振興課長（石井 太君） 農林振興課、石井でございます。

私のほうから若干説明させていただきます。議員がおっしゃるように、どうしようかというぐらい悩んでおります。全体説明会ができない状況がございまして、限られた1か月以内の申請が

求められておりますので、おっしゃるように、まずはJAの部会、それから市に登録してあります認定農業者連絡協議会、それから道の駅、耳納の里の出荷者の情報をいただきまして、それ以外につきましては、ホームページ等が、もう唯一の全体にお知らせする方法なのかなというふうに思っております。

それから、最後に防災無線等で呼びかけをしていただいて、最大で約1,000軒ぐらいの農業者、農家が対象になるのではないかというふうに試算をしておるところでございます。

なお、先ほど市長のほうで御答弁されました高収益作物次期作支援交付金につきましては、一旦市民の方に要望を取りましたけれども、この2次補正の分が新たに追加になる部分については、これから改めて市民の皆様にお知らせをして、できるだけ漏れない申請の方法を取っていきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

○議長（中野 義信君） 熊懐議員。

○議員（7番 熊懐 和明君） 今言われたように、ありがたいと思いますけど、極力道の駅、部会かたっていない方がまたおるとお思いますので、そのときは防災無線などで流してもらえばありがたいと思いますので、よろしく願いしときます。

次に、2、市の広報紙についてお伺いします。

市の広報については、数年前に、市民の人たちより、月に2回なぜ必要なのか。そんなに見る暇もない。いろんな意見が出ていましたので議会でも伺ったことがあります。

また、市長は、いつも財政が厳しいという中で、いつも言っているということで、今では自治会も区長も、財政が厳しいなら、これを1回にできないかというようなことを、だんだん私に問いかけられるようになりましたからね。

そこで、（1）現在、月2回配布されているが、市民の皆さんより、月に1回ではどうかという意見が出ているのでお伺いします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、市の広報紙について、月1回の発行にしてはどうかという御質問をいただきました。

広報うきはにつきましては、平成18年4月に、それまで月1回の発行を月2回に変更しております。月1回発行の当時は、市役所からの情報は、全戸配布文書、回覧文書及び広報紙等でお知らせをしてきました。

しかし、そのことは、区長の文書仕分けに係る作業を大変煩雑にしておりましたし、チラシを配布する各所管においても、行政区ごとに仕分けする作業に多くの時間と労力を要してまいりました。

これらの課題を解決するため、また、情報発信の一本化の必要性もあって、基本的に全戸回覧文書を廃止して、広報紙の中でお知らせすることに変更した経緯がございます。また、広報紙の発行には、どうしても原稿締切りから一定の期間を必要とします。例えば6月1日号の広報紙の場合、各課からの原稿締切りは4月25日であります。月1回では、各種行事やイベントの周知に支障を来すことから、その時点で月2回の発行に変更をしております。

議員の言われますように、「月1回の発行にしてもよいのではないか」という意見がある一方、高齢世帯が比較的多い本市にとりまして、貴重な情報源になっているということもまた現実であります。

現在、うきは市では、庁内各課の若手職員で構成する広報委員会を設置して、市民の皆さんに、より喜ばれる紙面づくりや、SNSを通じた効率的な情報提供について協議を行っております。

それらの対応と併せまして、本当に広報紙の発行を月1回に戻すことが可能なのか、そのことによって適切な情報提供が損なわれることにならないのかということについても、改めて検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 熊懐議員。

○議員（7番 熊懐 和明君） 今、お伺いしたところ、検討していただくということで、ありがたいと思っております。というのは、なかなか皆さん意見が多いもんですから、検討していただいて、防災無線が、主に意外と聞いているのかなど。そういうところもよかったですら検討の中に入れてもらって、検討するというのを聞いて質問を終わります、これは。お願いしておきます。

何か答えてくれるならお願いします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 中野総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 確かに、私のほうも、月1回でよいのではないかという意見も聞いております。先ほど市長の答弁にありましたように、総合的に判断をしてまいりたいというふうに思っております。

1点補足させていただきたいんですが、かねてから、議員の皆様からもLINEの登録ができないかというような御意見をいただいております。4月の初旬ぐらいからLINEとはいろいろやり取りをしながら交渉を進めてまいりまして、正式にうきは市の公式アカウントが採用、取ることができました。6月15日号の広報のほうで、LINEで友達になろうということで、登録をしていただくような呼びかけもするようにしております。

こういった部分で、必要な情報の提供が可能になれば、広報紙の1回ということも実現できるのかなというふうに思っておりますので、全体的な方向で検討させていただきたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 今言ったように、LINE今からやるということで、なかなか2025年、後から言いますけど、高齢者、私ももう超高齢者になりますから、なかなかついていけないところがありますから、やっぱり。それも大事でしょう、若い人たちに。お年寄り、やっぱり防災無線とか、広報紙を考えてもらいたいなと思っております。そういうところでお願いしておきます。

次に、3、福祉について伺います。

現在、行政区で選ばれている福祉委員、社会福祉協議会の委嘱を受けて仕事をしているように聞いております。行政区の福祉委員としての仕事は、どこから任命されているのか。福祉委員としての仕事は何をするのかさえ分かっていないで、役が決められているように聞いております。区長たちも、福祉委員を何名出さにゃんよという話で決めておりますことを私も知っておりますし、そのところをお伺いしたいと思っておりますので、（1）行政区福祉委員の任命と、所属及び活動を明確にすべきではないかと思ひ、お伺いします。

次に、後見人として、特殊な事情でまともな判断ができない人が、その本人の代わりに様々な判断を行ったり、本人の利益を保護したりする人だと聞いております。デメリットもあるため、事前知識が必要だとも聞いておりますので、（2）成年後見人制度について、うきは市においてどのような取組を行っているのか伺います。

2025年には、団塊の世代が約2,200万人を超えると予想されており、国民4人に1人が75歳以上という超高齢社会に突入します。

そこで、独居老人、お年寄りの見守り、終活等の施策等について伺います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、福祉について大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目が、行政区福祉委員の任命と所属、活動についての御質問であります。福祉委員は、うきは市社会福祉協議会が、小地域福祉活動の中核となる委員を行政区ごとに配置し、「誰もが幸せに暮らせるまちづくり」を推進することを目的として、社会福祉法人うきは市社会福祉協議会福祉委員設置規程に定められております。

福祉委員の任命や所属については、各行政区の推薦を経て、うきは市社会福祉協議会会長が委嘱し、各地区自治協議会の福祉部や、健康福祉部の福祉部門に所属しております。

活動については、うきは市社会福祉協議会との連携や、福祉事業への協力を行い、区民が相互に助け合う地域づくりに努めることと規定をされております。

具体的な活動として、要支援者世帯の把握やニーズの把握。要支援者世帯への声掛けや、福祉制度やサービス等情報の紹介。近隣でできる援助活動のお世話。そして、区民の福祉に関する知

識や理解を深める活動。区民の福祉行事への参加促進。民生委員、児童委員活動への協力といった活動を行っております。

2つ目が、成年後見制度に対する市の取組についての御質問であります。認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分な方が不利益を被らないように保護し、支援するのが成年後見制度でございます。

この制度には、大きく法定後見制度と任意後見制度があります。市福祉事務所におきましては、既に判断が不十分な状態になった場合に、家庭裁判所に申立てを行い、後見人等が選任される法定後見制度の支援を行っております。

具体的には、身寄りがいないなど、親族による家庭裁判所への成年後見開始審判の申立てができない方に対しての市長申立て。申立て費用や、後見人等への報酬の負担が困難な方への助成を行っております。

また、保健課におきましては、認知症などで判断能力が不十分な方に対する支援の必要性が増え、これまでの専門職や親族後見人だけでは対応が難しくなることを想定し、平成27年度より市民後見人の養成に取り組んでいるところでございます。弁護士や司法書士などの資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識や態度を身に付けてもらうための養成講座を開催し、受講をいただいております。

このうち、市民後見人としての活動を希望された方については、市民後見人候補者として登録をしております。現時点では、登録者の中から市民後見人として選任された方はいませんが、うきは市社会福祉協議会が実施している福祉サービス利用援助事業の生活支援員として活動していただいている方もいらっしゃいます。

家庭裁判所でも、今後は積極的に市民後見人を成年後見人として選任していく方針が示されておりますので、うきは市社会福祉協議会で経験を積んだ後、適任者に市民後見人として活動いただくことを予定しております。

そして3点目が、独居老人等、高齢者の見守り、終活等に係る市の施策についての御質問であります。うきは市の高齢者世帯の状況は、今年4月1日現在で、独り暮らし世帯と高齢者夫婦のみの世帯、合わせて3,215世帯となっており、全体に占める割合は28.9%となっております。

市では、独り暮らし高齢者等を孤立させないため、民生委員、老人クラブ、社会福祉協議会、市内事業所による見守りネットワークを構築し、日頃の安否確認はもちろん、地域の絆づくりや、高齢者の社会参画への御協力をいただいているところであります。

そのほか、配食サービスや緊急通報装置の設置、高齢者等徘徊SOSネットワーク事業による高齢者の見守り支援についても、引き続き行っていくこととしております。

また市では、エンディングノート、「私のこれからノート」を作成し、昨年2月より配布を開始いたしました。エンディングノートの使用・活用については、まだ書くこと自体に抵抗がある方も多いようでございますが、元気なうちでないと書けないものもあり、書くことによって、自分自身がこれからをどう過ごしたいのかを考えるきっかけとなり、今後の生活をより充実したものにさせていただくツールとして活用していただきたいと、このように考えているところであります。

○議長（中野 義信君） 熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） （1）の行政区の任命についてお願いします。

これは、区長に市から要請——区長は市からの要請を受け、常会等で選んでいるんでしょうかね。社会福祉協議会から区長に依頼があって選んでいるのかをひとつお聞きしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 末次福祉事務所に。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所でございます。

福祉委員につきましては、先ほどの市長答弁のとおり社会福祉協議会が委嘱しているものでございますので、当然、各行政区の区長に推薦をするものについては、社会福祉協議会が各行政区に依頼をしているものでございます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） これ、ほんなら私が聞き間違いかもしれませんが、区長に、どういうふうに来てるんですかといったら、市から一緒にまとまってきてるようなふうなことを聞いたきね。なら、市が区長に依頼するなら、そこに福祉委員は社協の委嘱ですよとか書いてもらわんと、選任するとき、行政区の中では、区長が把握してないと全然分からんとですよ。福祉委員は何するんですか。ちょっと分からん。いつも2年に一遍かに決めよるけっち。なった人は分からんで、4月1日に委嘱状を社協が渡して、それから仕事の内容とか説明するんでしょう。そいき、その間、分からずじまい。

そして、後は、終わったら引継ぎもなく終っていくから、また次、分からんまんま一から、次の福祉委員は分からんまんま続けていく。そういうことを、市が社協に依頼しているなら——お願いしてないと、社協がやってるだけです。社協——なら、あなたたちにもお願いしても駄目ですね。なら、社協のほうにです、市からこういうふうでなかなか分からんでおるから、社協のほうから、区長が代われば代わったと、社協からちゃんとして、引継ぎは、次の福祉委員はこうでお願いしますよとか、何かその仕事をはっきりさせるようにしてもらいたいと思

ますから、よかったら、社協のほうに言ってもらえますか。私たちがお訪ねして言うわけにもいきませんから、よかったらお願いします。

いいですか。それ答弁。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 今回の福祉委員のことにつきましては、熊懐議員がおっしゃられた内容を社会福祉協議会のほうにお伝えして、分かりやすくしていくように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中野 義信君） 熊懐議員。

○議員（7番 熊懐 和明君） よろしくお話しときます。

あとは、これ私に分らんのかもしれませんが、2番と3番は同じお年寄りの、結局、独居老人に対してのあれで、同じ、一緒に質問していいですか。

何でかっちはいいますと、独居老人になりましたら独り暮らしで、さっき言いましたように、認知症などによって判断力が低下してしまった人がいる場合にサポートする、家庭裁判所で選任してもらった制度の人がお世話をするということでありますから、こういう、市にも、私、前聞いたときにですね、市にも後見制度があつて、これは、市区町村は養成研修を受講などして、成年後見人として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人として選任するち聞いておまして、何か講習を受ければ、なつて、5人ぐらいおると、私なんか聞いておつたような気がしましたから聞いてるんですけど。

そういう市に後見人、今おらんち言わっしゃつたけ、おらんのでしょうか。生活支援か何かある、その先が市の後見人制度でしょうから、そこに行く前にですね、包括支援センターとかあるじゃないですか。あのところで、お年寄りが独り暮らしになったら、もう、言い方悪いですけど、認知症になる前に相談に、多分、支援センターなどに来てあろうから、そこで墓じまいとか、遺産整理のお手伝いを、何か声掛けてしていつてもらいたいなつち、総括でも市長にちょっとお願いしたんですけど、そうしないとですね、自分の家に住んで、お亡くなり、病院に、施設行くまでじつとじつと、空き家、田んぼはそのまま残っているところが多いんですよ。

皆さん、行政区考えてみたら分かりますけど、私のところも増えております。だから、そういうことがないように、区長とか私たちが言えば失礼になるじゃないですか。そういうことを支援センターが、この後見人制度で何か役に立ってもらえないかなということで、ちょっと質問しておりますので。そこのとちちょっと、私もあんまりはつきり分らんの、ちょっとお伺いしたい

と思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、成年後見制度と、独り暮らしの高齢者福祉と、うまく連携をというような話がありました。

まずは、ちょっと保健課長のほうから答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。

今、保健課のほうで、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおりますけれども、その中の1つ、権利擁護に係る人材育成ということで、平成27年度から市民後見人の養成を行っておりまして、34名の方が受講されて、現在15名の方が市民後見人として一応登録はされております。

ところが、まだ家庭裁判所のほうから、やはり専門職——司法書士とか弁護士、そういった専門職の選任はございますけれども、市民後見人の選任が今のところはまだ——福岡県内でもほぼゼロの状態でございます。

やはり、なかなか市民後見人、いろいろ、やはり問題があろうかということで、なかなか選任に踏み切れないところがあったんですけれども、今後は、やはり人材不足から、市民後見人をどんどん選任をお願いしていくというような方針が出ておりますので、うきは市が、今、養成を行っている方々、ぜひ今後、活躍をしていただくように、今、社協のほうで生活支援員として、その前、事前の勉強というか活動をお願いしておりますので、裁判所のほうから要請があれば、その方々を市民後見人として、法定後見人として活動をしていただく予定にしております。

○議長（中野 義信君） 熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） それはありがたいことでございます。なかなか、今、そこに追いついていない状況だとは思いますが、これ、待ったなしのことだと思います。なかなか私も含め、もう69ですから、2025年、あと4年ですか。もうおるかおらんか分かりませんが、すぐ。いっぱい行政区にはお年寄りが出て、独り暮らしの、今、2人、1人がもう3分の1ぐらいになってきてますからね、これはもう早急に考えていってもらわないと、空き家、家残ったまま、田んぼは作りきらないまま残っていくというような状況が増えてくると思いますので、ここに力を入れていただきたいと思います。

よかったら。何ちいいますか、今、ここまで進んで、あと後見人に渡したり。民生委員がお願いしたら見に行ってくれます。民生委員に言うたら、包括支援センターのほうに連絡してくれております。

だから、住んでいるんですけど、そこの整理が、なかなか民生委員も言うあれでもないけ、そ

こんにきを、どういうふうに早くしたらいいのかなと、ちょっとそこんにきをお伺いして終わります。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど議員のほうからも、地域包括ケアシステムの話がありました。いつも申し上げてますが、うきは市民の皆さん誰もが住み慣れたこのうきはの地で、人生の最期まで自分らしく生活ができるような、地域包括ケアシステムの、今、深化を目指して職員頑張っているところであります。

福岡県下の市町村の中でも、かなり進んだ取組だと、県からも評価をいただいているところがありますので、この地域包括ケアシステムを生かして、議員の御指摘については、しっかり対応していきたいと、このように考えております。

○議長（中野 義信君） 熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 私もずっと、所管が違いますから、私もなかなか分からないんですけど、いろいろ調べたら、うきは市でも、高齢者の見守り事業とか、独り暮らしの高齢者の見守り、いろいろされているのは分かっております。さっき市長も言っておられましたが、配食サービスの面から、食の面から、高齢者の健康と福祉にいろいろ力入れてる。

私が最近ちょっと1つ聞いたことは、見守りは福祉委員とか民生委員。民生委員は声掛けるでしょうけど、新聞、新聞がないから大丈夫だなと。そいけん安心しよったら、郵便受けかポスト、あれが大きくて、5個ぐらい一緒に入るようなものがあつたから分からんやつたと。私の家も、ポンと入れれば、中にポンち落ちますから、声掛けをしないと見ても分からないのかなと、気づきにくいのかなと、ちょっと感じましたので、ちょっと付け加えてお願いをしておきます。

あと、4、東校跡地の利用についてお伺いします。

市長は出馬表明の1つに、人口減対策や地域経済の活性化など、山積する課題を解決したいと言っておられました。私も今が一番大事なときだと思っております。そこで、東校跡地の利用は早急な課題だと思いますので、（1）早急な利用の計画が必要だと思うが、計画はあるのか、お伺いします。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、東校跡地利用の計画について御質問をいただきました。旧浮羽東高等学校跡地につきましては、久留米・うきは工業団地への株式会社資生堂進出の発表を受けて、学校跡地を住宅用地として売却し、定住を促進する考えの下、これまで手続を進めてまいりました。

具体的には、民間事業者の柔軟な発想と企画力による戸建て住宅用分譲地や、共同住宅用地などの住宅用地等として活用する事業提案を募り、公募型プロポーザル方式により事業者を選定す

ることとし、昨年9月に公募を行い、結果として2社から応募がありましたが、2社とも企画提案が行われず、辞退届が提出されました。

企画の応募または提案に至らなかった要因分析としては、事業者側にとって、一括して購入し活用するには土地が広過ぎること。学校跡地が埋蔵文化財包蔵地に当たり、本発掘調査が必要となる可能性があることが挙げられております。

できるだけ早期に売却を進める方針ですので、住宅用地としての活用を図るため、今後は分割して売却することなども含めて、売却に向けた条件を整理し、公募手続を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中野 義信君） 熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） これ、2年、数年前は解体料が1億と、定かでないんですけど聞いておりました。最近値上がりして2億と。これも独り歩きかもしれませんが、そう聞いております。

ということで、資生堂はもう建設工事も始まっております。2年後ですかね、事業が開始します。そこに若い人たちが、久留米に建ったら久留米ばかり行く。だから、東校跡地を、極端にですよ、1億かかっても解体して、来ていただけるなら建てれば、長いスパンで見れば、人口も増え、子供さんも増え、先々はいいい結果が出るのかなと。そういうことを考えて進めていただきたいなど。

ただ8,100万の売り値で、買った人が解体してしてくださいよじゃ、なかなか見つからないのかなと。そこんきのことを市長どう考えてありますか、お伺いしたいと思います。

○議長（中野 義信君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（中野 義信君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 東校跡地の売却につきましては、これまでも何度か御説明をしてまいりました。今、市長が申し上げましたように、昨年、公募をかけましたけれども、2社提案が、提案といいますか、手が挙がりましてけど、結局、具体的な提案は何もなく辞退ということで、どうして手を挙げて提案が出せなかったかということ、応募した企業、それからそのほかにもいろいろ、住宅企業とかメーカーとかそういうところにも状況を聞きました。

そういう中に出てきましたのが、先ほど市長が申しましたように、埋蔵文化財があるということと、それから広過ぎるという、それですね。これは当初から議員の皆様から御指摘があって、一括は広過ぎるんじゃないかということだったんですが、分割して売りますと、開発の中身がうまく調整できないと、ちぐはぐな開発になってしまうということで、住宅地と、あとは市が進める公共施設の中から、そういう提案を2次案としていただこうということで進めてきたわけでご

ざいます。

ただし、現実的に非常に一括は難しいということですので、今、議員からありました解体、市役所で解体をして売るということになりますと、その解体分が上乘せになりますので8,100万では売れない。かなり高くなってくると思います。

それとあと、埋蔵文化財ももし——これは事業者がやるべきことなんですが、市のほうでやるとすると、その分も上乘せになるということで、かなり高額になりますが、それを分割することによって、可能性としては出てくるというふうにも考えております。そういったことも含めて、早急に方針を考えて、売却の手続を進めたいというふうに思っております。

ただ、今、ちょっと心配しておりますのが、非常に経済が落ち込んでおまして、そういった企業の経営状況、GDPもかなり下がってきておりますし、経済の回復が非常に、二、三年かかるというような状況でもございますので、そこに今、いわゆるリスクを感じて手を挙げてこないんじゃないかという心配もしておりますが、それは企業側の事情でございますので、我々としては資生堂の進出もきちんと念頭に置きながら、開発ができるような形で売却を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中野 義信君） 熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 今言われたのは、普通、行政の考えとして分かります。私、個人で事業もして、木工所もしておりましたので、その事業者としての考えなら、一括が難しいといえ、グラウンドのほうで文化財が出るんでしょう。こっち解体して売るとしても、解体料は全体に掛けたり、そういうことも考え、先方に、こっちは解体して買えば、全体に解体料をひっかけて、また次買ってもらうときは、文化財の、グラウンドのほうもいいですよとか、何かそういう駆け引きを、駆け引きじゃない、あれをしないと、なかなか進まないのかなと。

私もちょっと、それを聞いたので、知り合いがおりましたので、そこが何か東京の大きいところ、名前言えませんが、聞いたら見に来るということでありましたけど、コロナで飛行機が駄目ということで、今まだ、なかなかまとまるあれはないとは思いますが、そういうふうに、話は、こう、資生堂が来るからですね、それに便乗するという話は、今でないともう通らんのですよ。これが出来上がってしまっ、資生堂が来て従業員も増えるから、ここどうですかと言うてももう遅い。

建て上がる頃には、一緒に募集して住まれるように考えんと、もうここ2年で遅れたら、多分、久留米のほうで建て、そっちに行くのかなと感じておりますので、そこんにきを、文化財が出るほうはもう売れても、結局建てられんしょうから、くいと打たれんとでしょう。だから、解体のほうを半分どうにか考えて販売して、そっちはもうくいて建てられるんしょうから、まずその解体を全部見れじゃなくて、半分は土地の中にあるんですから、そこんにきを考えてで

すね、よかったらちょっと進めてもらえないかなと思っています。

ちょっとそこんにきをお伺いしたいと思う。

○議長（中野 義信君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 先ほども申しあげましたように、一括は広過ぎるということでございますので、当然、分割という考え方になってくるんですが、分割になりますと、建物は壊さないとですね、分割はなかなかできにくいと。その建物の壊した解体費用は、やはり、その一括の、全体の中に還元して、土地の評価をして売るということも、今、検討しておりますので、最も早くできる手続の中で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（中野 義信君） 熊懷議員。

○議員（7番 熊懷 和明君） 解体はやっぱり考えないと、購入した人に、あなたが解体してくれじゃ、なかなか進まないと思います。あそこ坪で2億8,000万。全体では2億ぐらいで計算したら、坪2万何ぼぐらいになるんじゃないですかね。向こうに解体半分掛けたら、そう高くはないのかなと感じております。そこんにきをちょっと検討して、ここ一、二年で何か結論を。みんな協力もしますから、結論というか結果を出していただくように努力していただきたいと思っております。

お願いして質問を終わります。

○議長（中野 義信君） これで、7番、熊懷和明議員の質問を終わります。

○議長（中野 義信君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

連絡いたします。明日6月9日は午前9時から議案質疑を行いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

本日は、これで散会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時30分散会
